インドネシアの少年審判制度

――少年裁判法草案を巡って――

太田達也

一　はじめに
二　少年の定義――少年の年齢を巡って――
三　少年審判制度の歴史的経緯
四　少年司法手続と少年審判制度の現状
五　少年裁判法草案の概要
六　おわりに
資料　インドネシア少年裁判法草案

一　はじめに

インドネシアでは、現在まで、少年法や少年裁判所法など少年司法手続を定めた法律は制定されておらず、犯罪を行った少年に対しても、成人と同様、刑事訴訟法が適用され、その手続は刑事手続としての性格を帯びている。ただ、

終局処分については、刑法典中の僅かな規定を根拠として、刑罰の外、一定の保護処分を言渡すことが可能となっている。しかし、少年の保護や福祉といった観点から、手続上、少年に対し成人と異なる取り扱いをする必要性が認識されるようになったため、一九五八年以降、「少年審判」制度が慣行として実施され、公判の非公開や社会調査の実施といった特例が認められてきている。しかし、これは、法律上の根拠を持たない実務慣行上の措置であるため、少年裁判法の立法作業が一九六〇年代に始められ、六七年には最初の草案が起草されている。この草案は七〇年代から八〇年代にかけ何度か修正が施されたものの、一度も国会(国民議会)に上程されることなく、その後は議論も立ち消えとなっていたが、九〇年代に入ると少年裁判法制定を巡る議論が再燃し、現在、草案の調整作業が進められていることから、法案の早期国会提出に期待がかかっている。そこで、本稿では、少年審判制度の歴史的経緯を振り返りながら、少年裁判法草案の基本的理念とその特色を分析することによって、インドネシア少年司法制度[1]の将来像について考察を加えることにする。

(1) インドネシアの少年司法制度に関する文献は必ずしも多くないが、そのなかにあって、BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL ed., LOKAKARYA TENTANG PERADILAN ANAK (1979), SRI WIDOYATI WIRATOMO SOEKITO, ANAK DAN WANITA DALAM HUKUM (1983), MULYANA W. KUSUMAH ed., HUKUM DAN HAK-HAK ANAK (1986), AGUNG WAHYONO & SITI RAHAYU, TINJAUAN TENTANG PERADILAN ANAK DI INDONESIA (1993) などが重要である。また、インドネシアの少年法制に関する我が国の先行研究として、菊田幸一＝辻本義男監訳『アジアの少年法I』成文堂(一九八二)、菊田幸一『アジアの非行少年』勁草書房(一九八五)、宇津呂英雄編著『アジアの刑事司法』有斐閣(一九八八)などがある。

二　少年の定義――少年の年齢を巡って――

少年審判制度の経緯と現状を概観する前に、インドネシアにおける少年の定義、特に、少年の形式的年齢について考察しておく必要があろう。

インドネシアでは、民法や児童福祉法上、未成年者（orang yang belum dewasa）とは二一歳未満で未婚の者と定義されているが[2]、刑事法上、何歳未満の者が「少年」（anak）に当たるかについては、少年法に該当する法律がなく、また、刑法典も特別な定義規定を置いていないことから明らかでない。この点につき唯一手掛かりになると思われるのが、以下に示す刑法第四五条の規定である[3]。

第四五条　一六歳未満においてある行為を行ったことによる未成年者に対する刑事訴追の場合、裁判官は、有罪とされた者に対し、如何なる刑をも科すことなく、その父母、後見人又は保護者の下へ帰住するよう命じ（帰住命令）、又は、当該行為が、重罪又は第四八九条、第四九〇条、第四九二条、第四九六条、第五〇三条乃至第五〇五条、第五一四条、第五一七条乃至第五一九条、第五二六条、第五三一条、第五三二条、第五三六条及び第五四〇条に基づく軽罪を構成し、且つ、重罪又は上記の軽罪のいずれかを行ったことで有罪とされ、判決が確定してから二年が経過していない場合は、有罪とされた者に対し、如何なる刑をも科すことなく、政府へ委託するよう命じ（政府委託命令）、又は、有罪とされた者に刑を科すよう決定することができる。（括弧内は訳者注）

本条は少年に対する保護処分（tindakan）と刑罰（pidana）について規定しており、それによれば、一六歳未満において犯罪を行った者には、刑罰の外、保護処分としての帰住命令か又は政府委託命令を言い渡すことができるが、この「一六歳未満」の者というのが、一応、刑法上の「少年」の定義であると解されている。但し、一六歳未満というのは行為時年齢であるので、裁判時に一六歳を超過していても、依然として「未成年」即ち二一歳未満であれば本条

の適用がある。しかし、民法上の成年擬制に倣い、既婚の者、或いは、婚姻歴がある者は刑事法上も成人と見做される。[4] 因に、一九七四年の婚姻法による限り、婚姻適齢は男が満一九歳、女が満一六歳とされているが、イスラム法上はこうした年齢による婚姻の制限はない。[5]

さらに、この刑法四五条が定める「一六歳未満の未成年」という基準は、手続法上、少年審判の対象となる少年の年齢要件としての意味をもつ。即ち、一六歳未満において犯罪を行った未成年者については、手続上、成人とは区別し、特に公判の段階では、後述する少年審判制度の適用を受けるものとされている。ただ、この年齢基準については、少年審判制度が発足する根拠となった司法省、警察、検察、裁判所など関係四機関による一九五八年の口頭合意(Agreement Lisan)において一八歳以下にまで拡大するとの申し合わせがなされ、それ以後は、一八歳以下の者についても少年審判制度が適用されていたが、[6] 法律の規定を単なる官庁間の、しかも明文によらない合意で変更することは望ましくないとして、少年審判の対象は再び一六歳未満の者に引き下げられ、現在に至っている。[7] ただ、少年の年齢に関しては、実務上、それほど厳格な運用がなされている訳ではなく、これについては第四章で詳しく検討することにする。

(2) §330 Kitab Undang-undang Hukum Perdata (Burgerlijk Wetboek voor Indonesië) [S. 1847-23], §1-2 Undang-undang Kesejahteraan Anak [U.U. No.4 Tahun 1979, L.N. 1979-32].

(3) §45 Kitab Undang-undang Hukum Pidana [S. 1915-732 jis S. 1917-497. 645] (Hereinafter cited as KUHP). 条文の翻訳にあたっては、現在、刑法典の一応の公式訳とされている Tim Penerjemah, Badan Pembinaan Hukum Nasional ed., Kitab Undang-Undang Hukum Pidana (1988) を参考とした。

(4) *See* R. Soesilo, Kitab Undang-Undang Hukum Pidana [KUHP] serta Komentar-Komentarnya Lengkap Pasal demi Pasal 61-62 (10th ed. 1989).

(5) §7 (1) Undang-undang Perkawinan [U. U. No. 1 Tahun 1974, L. N. 1974-1]. 但し、その第1条において、各自の宗教法に従った婚姻は適法であるとの原則が規定されている。

(6) Martina Notowidagdo, *Hukum Acara bagi Peradilan Anak*, in: Badan Pembinaan Hukum Nasional ed., *supra* note 1, at 33. しかし、これは、あくまで手続上、一六歳以上一八歳以下の者も少年審判の対象となるというだけで、刑法四五条乃至四六条（政府委託処分などの保護処分）の適用はなく、有罪の場合には刑罰を科さざるを得なかった。ただ、その場合でも、条件附刑（保護観察附執行猶予）を選択することが多かったとされている。

(7) Noersyamsoe Yustham, *The System of Child/Juvenile Court in Indonesia* 14-15 (paper presented at the 2nd International Conference on Crime by Indonesian Association of Criminology, 1993).

三　少年審判制度の歴史的経緯

インドネシアにおける少年審判制度の歴史は、少年法制に関する調査のため裁判官や検察官などの実務家がアメリカやオーストラリアへ派遣された一九五七年にまで遡ることができると言われている。(8) しかし、実は、完全独立達成後間もない一九五〇年代の初めには、既に、非行少年に対する特別な配慮が必要であるとの認識が法曹実務家の間で広まっていたようである。一九五一年三月三〇日、当時のスプラプト検事総長（R. Soeprapto）は、最高裁判所へ送った通達の中で、貧困など止むに止まれぬ事情から犯罪を犯す少年が少なからずいること、懲役が少年の社会復帰のためになるどころか、却って再犯へと導きかねないことなどに鑑み、少年事件の場合、刑罰はあくまで最後の手段であって、できる限り刑法四五条および四六条に基づく政府委託命令を活用するよう裁判所に求めている。(9) こうしたことからも、独立後の社会的、政治的、経済的混乱のなかで止むを得ない事情から犯罪を犯した少年に対しては成人とは異なる保護的措置が必要であるとの認識が司法関係者の間に次第に浸透し、少年司法制度改革へとつながっていった様子を伺うことができよう。こうした制度改革の背景は、後に、保護主義を基調とし、非行少年事件のみならず、放任少年や養子縁組など少年の福祉に係わる事件は全て少年審判の対象とするという少年裁判法草案の理念のなかに反映

されていくことになる。

一九五七年、ジャカルタ特別地方裁判所の裁判官であったトゥン・ティップ・ニオ氏(Thung Tjip Nio)が調査のために派遣されていたオーストラリアから帰国すると、警察、検察、司法省などの実務家からなる定例会議が招集され、少年司法制度に関する検討が続けられた結果、翌五八年、少年事件の取り扱いに関する関係四機関の口頭合意が採択されるに至る。その内容は、ジャカルタにおいて、警察には少年局(Biro Anak)を、検察については少年係検察官(jaksa anak)を、そして裁判所には「少年審判」(sidang anak)を設けるというものであった。特に、少年審判については、成人の公判とは異なる一定の曜日に行う、単独の裁判官が審判を担当する、審判は非公開とする、父母など少年の保護者が出席する、裁判官や検察官は法服や制服を着用しない、ソーシャルワーカーによる少年の社会調査報告書を活用する、審判の対象は刑法犯少年に限定するが、年齢については、刑法四五条に定めのある一六歳未満だけでなく一八歳以下の少年をも対象とする、こととされた。かくして、少年審判制度が非公式ながら発足し、ジャカルタ特別地方裁判所には少年係裁判官として二人の女性少年裁判官が、また中部ジャワ州のスマラン地方裁判所には一人の女性少年裁判官が任命されている。(10)

翌年の一九五九年には、全国の地方裁判所長に対し、少年事件の場合、公判を非公開にする旨の最高裁判所通達が出されている。(11)しかし、この少年審判制度は、法令に基づかない、あくまで関係諸機関の合意による非公式な制度であったため、六〇年代に入ると、これに法的根拠をあたえるべく少年裁判法草案の編纂も始められたが、実現には至らなかった。

少年審判制度に関して次に大きな進展がみられたのは一九七四年である。同年、ジャカルタ高等裁判所により少年審判の実施に関する通達が出され、それまで関係機関の申し合わせということでしか存在していなかった同制度が、通達という形ながら明文の形で承認されることになったのである。本通達では、一九五八年の合意事項を再確認する

形をとりながら、少年審判の対象を一八歳以下の刑法犯少年に限定した上で、少年審判における特例を次のように定めている。(12)

(1) 少年事件は、(a)成人とは分離し、(b)一定の日にのみ、(c)各地方裁判所長によって任命された一定の裁判官により審理する。

(2) 少年審判において、裁判官、検察官、警察官はそれぞれの法服または制服を着用しない。

(3) 審判は常に非公開とし、報道関係者は傍聴することができない。判決も非公開の審判で言い渡し、公開も禁止する。

(4) 少年の処分を決定する際に考慮する必要のある家庭環境といったような少年を囲む環境を裁判官が知ることができるよう、少年の父母、後見人、保護者は（審判に）出席しなければならない。

(5) 警察による捜査の段階から、取調べは成人のための部署とは独立した部署によって行い、勾留場所は成人の勾留場所とは分離する、など特別な措置を講ずる。

(6) 検察庁は、少年事件の公訴官として特別の検察官を任命する。

(7) 少年事件には、かつては社会省からの、今日は司法省の社会指導少年育成局のソーシャルワーカーが出席する。審判前、裁判官はソーシャルワーカーに命じて以下のような当該少年の態度や性格について社会調査を行わせる。(a)父母、兄弟、その他の家族構成員などに関する家庭環境、(b)教師や学校の友人等に関する学校環境、(c)RT（最小の行政単位）、ボーイスカウトなど外部の環境。社会調査の結果は社会調査報告書にまとられ、同報告書には少年に対する裁判官の処分に関するソーシャルワーカーの意見を付するものとする。裁判官はこの提案には拘束されないものの、当該資料は先の少年に如何なる判決が妥当であるかに関する資料として大変有用である。当該社会調査報告書は、ソーシャルワーカーにより、公判において検察官が求刑を行う前に朗読・提出される。

しかし、この通達もあくまで示達事項であって、法的拘束力をもつものではなく、しかもジャカルタ高等裁判所管轄内の地方裁判所に対して出されたものであるから、その他の地域の裁判所を拘束するものでないことに注意しなければならない。当時、少年審判がインドネシア全国でどの程度実施されていたかを知る手掛かりは少ないが、一九七一年、最高裁判所がバンドン、スマランの高等裁判所長ならびに西ジャワおよび中部ジャワの地方裁判所長宛てに出

した通達のなかで、一九五九年の通達を遵守し、少年係裁判官を選任するようもとめていることから、[13]逆に、当該地域では少年審判制度が余り普及していなかったものと考えられる。また、少年審判発祥の地であるジャカルタでも、一九六〇年から六二年の間はジャカルタ特別地方裁判所において少年審判が実施されていたものの、[14]一九七七年に開催された少年裁判に関する専門家会議では、ジャカルタに三つある地方裁判所のうち少年審判制度が整備されているのは南西ジャカルタ地方裁判所だけであって、北東および中央ジャカルタ地方裁判所では事情により少年審判が実施されていないことが報告されている。[15]

八〇年代に入ると、まず八一年末に、長年の懸案であった刑事訴訟法典が成立したものの、少年手続については公判の非公開に関する規定を置くに止まったため、[16]少年裁判法の立法を待つ間、刑事訴訟法中の公判の秩序に関する規定に基づく下級法令への委任という形で少年審判制度を規律する方向がとられた。この刑事訴訟法第二三一条の委任を受け、二年後の一九八三年に制定されたのが「公判の秩序と公判廷の構成に関する一九八三年司法大臣規則」である。[18]同規則は、公判の秩序維持と公判廷の構成に関する規則を定めたもので、僅か五章一八条から成る簡素な法令であるが、成人の公判について規定した第一章に続き、第二章が少年審判に関する規定となっている。短いので、第二章の全文を引用する。

第二章　少年審判の秩序

第九条　少年のための裁判に関する法律を待つ間、少年審判の秩序は本規則に規定された通りとする。

第一〇条　①　少年審判は、単独の裁判官がこれを行う。但し、地方裁判所長により定められた場合は、合議体により審理を行うことができる。

②　少年審判の審理は、非公開でこれを行う。

③　判決は、公開の法廷でこれを言い渡す。

第一一条　裁判官、公訴官、弁護人は、法服を着用せずに審判を行う。

第一二条　①　少年審判において、少年は、両親、後見人又は里親出席の下で、これを審理する。

②　少年の経歴を把握するため、裁判官は、司法省の社会指導員（pembimbing kemasyarakatan）に当該少年の社会調査報告書を作成するよう命ずることができる。

③　第二項にいう社会調査報告書は、以下を含むものとする。

a　少年の身体的、精神的、社会的及び経済的状況

b　両親、後見人又は里親及びその他の同居人の家庭状況

c　学校又は職場における少年の行状に関する証言

d　少年の近隣やボーイスカウトのような環境との関係又は交際

少年審判の非公開や社会調査など大半の規定は一九七四年のジャカルタ高等裁判所通達にも規定されているものであるが、判決言い渡しの公開については新たに追加されたものである。さらに、この司法大臣規則を受け、最高裁判所は、一九八七年、全国の地方裁判所長に対し少なくとも二名の少年係裁判官を任命するよう求める旨の通達を発している。[19] 但し、この少年係裁判官は少年事件の専従ではなく、通常の職務との兼務とされている（同通達三条）。

これら八三年の司法大臣規則や八七年の最高裁通達は、それまでジャカルタ高等裁判所通達という限られた管轄にのみ向けられた示達事項を全国規模に拡大し、少年審判制度の統一的な実施を図ろうとするものである。しかし、このことは、当時まだ少年審判制度が全国的には十分機能していなかったことを示しているともいえよう。結局、法律によらず、下級法令や通達によって少年審判制度を実施することには限界があるのであって、一九九〇年に入り再び少年裁判法の制定を巡る動きが活発になってくるのも、こうした事態を解消し、少年審判制度を全国的な制度として確立するためであったといえよう。そこで、次に少年裁判法草案を巡る経緯と内容について検討を加えることにするが、その前にインドネシアにおける少年司法手続の現状を概観しておく必要があろう。

(8) 海外へ派遣された実務家は全て女性で，裁判官は，Thung Tip Nio (Australia, 1957), Sri Widoyati Wiratomo Soekito (USA, 1958), Martina Notowidagdo (USA, 1958), の三人，検察官は，Lien Tek Hoa (USA, 1957), Farida (USA) の二人である。Martina Notowidagdo, *Peradilan Anak,* 33 VARIA PERADILAN 110, 112 (1988), Noersjamsoe Yustham, *Praktek Peradilan Anak Dewasa Ini di Indonesia,* in : BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL ed., *supra* note 1 at 128. また，そこでは，一九五四年頃，少年事件を専門に審理していたMaengkom氏という裁判官がいたことも指摘されている。

(9) S. E. Kejaksaan Agung pada Mahkamah Agung No. P 1/20, tanggal 30 Maret 1951.

(10) Martina Notowidagdo, *supra* note 6, at 32, Martina Notowidagdo, *supra* note 8, at 112. ジャカルタ特別地方裁判所の少年係裁判官にはThung Tjip Nio氏とMartina Notowidagdo氏が，スマラン地方裁判所ではSri Widoyati氏が少年係裁判官に任命されている。また，当時，ジャカルタには，Nanny Soewiryo (社会省)，Soetarman (Pra Yuwana)，Amir Machdum (司法省，Reklassering) の三人のソーシャルワーカーがいたとされる。

(11) S. E. Mahkamah Agung No.3/1959 tanggal 15 Februari 1959.

(12) S. E. 15 Juli 1974 tentang Pokok-pokok Pelaksanaan Sidang Perkara Anak di Pengadilan Negeri dalam Daerah Hukum Pengadilan Tinggi Jakarta. *See* BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL ed., *supra* note 1, at 138-141.

(13) S. E. Mahkamah Agung No. M. A./Pemb./048/1971 tanggal 4 Januari 1971. *See* MAHKAMAH AGUNG ed., HIMPUNAN PRANATA PERADILAN 214 (1979). 本通達は，インドネシアにおける最初の女性最高裁判事であり，少年審判制度の創始者の一人であるスリ・ウィドヤティ最高裁判所裁判官の名において出されたものである。

(14) Martina Notowidagdo, *supra* note 8, at 113.

(15) Martina Notowidagdo, *supra* note 6, at 41, Noersjamsoe Yustham, *supra* note 8, at 135.

(16) §153(3) Kitab Undang-undang Hukum Acara Pidana [U. U. No. 8 Tahun 1981, L. N. 1981-76] (Hereinafter cited as KUHAP).「取調べ目的のため，裁判長は，公判を開き，公開を宣言するものとする。但し，道徳に関する事件，又は，被告人が少年である場合は，この限りでない」と規定する。しかし，この規定でさえ，当時，少年裁判法草案編纂委員長と刑事訴訟法草案編纂委員を兼任していた司法省刑事局長のプディアルティ氏の貢献によって，ようやく刑事訴訟法に追加

されたものであるようである。Martina Notowidagdo, *supra* note 8, at 113.

(17) § 217 KUHAP.「①裁判長は、公判において取調べを指揮し、秩序を維持するものとする。②裁判長が公判の秩序を維持するため命じた事は、全て、迅速且つ正確に、これを執行しなければならない。」§ 231 (2) KUHAP.「第二一七条にいう公判の秩序に関する詳則は、司法大臣決定によりこれを定める。」

(18) Permenkeh. RI Nomor : M. 06-UM. 01. 06 Tahun 1983 tentang Tata Tertib Persidangan dan Tata Ruang Sidang.

(19) S. E. Mahkamah Agung No. 6 Tahun 1987 tentang Tata Tertib Sidang Anak tanggal 17 Nopember 1987.

四　少年司法手続と少年審判制度の現状

一九五八年以降、少年審判制度が司法慣行として行われてきているものの、犯罪少年に対する手続が基本的に刑事手続であることに変わりはなく、少年にも原則として刑事訴訟法が適用される。従って、十分な初期証拠(bukti permulaan yang cukup)に基づき、犯罪を行ったことが強度に推測される(diduga keras melakukan tindak pidana)場合、捜査機関は少年を逮捕することができる(刑訴法一七条)。通常逮捕の場合は令状を必要とするが、インドネシアにいう令状主義(azas perintah tertulis)[20]は意味合いが異なり、逮捕状は裁判官が発するのではなく、警察における一定階級以上の職員が発布権限を有しているため(刑訴法逐条解説一八条)[21]、逮捕などの強制処分に際し、公平な第三者機関による事前審査の抑制機構は働かない[22]。

一方、捜査権限については、これまでにも警察と検察との間で長い論争があるものの、現行刑訴法上、一般刑法犯事件については警察にのみ捜査権があり、検察には捜査権がないとされているため、逮捕を行うのは警察職員である。そして身柄確保後の取調べについては、一九五八年の口頭合意にもあるように、警察には少年局が設置されることに

なっているため、組織の整備が進んでいるところでは、少年担当官が少年被疑者の取調べに当たるものと思われる。

警察統計によれば、一九八六年における少年事件検挙件数は僅か二、一四〇件であり[23]、年によって多少の変動はあるものの、インドネシアの全人口からして[24]極端に少なく、成人も含めた全検挙件数における少年事件数の割合も一・二%にしか過ぎない(表1参照)。そもそも一年間の全検挙件数でさえ一七万八、〇〇〇件に満たないことから、犯罪事件のかなりの部分が社会の中でインフォーマルに処理され、暗数になっているものと推測される。また、少年事件の罪種別内訳をみてみると、窃盗が最も多く三八・一%を占め、暴行(一五・九%)、傷害(一五・四%)、強盗(七・四%)、器物損壊(六・二%)、殺人(三・三%)がこれに続いている。日本における一九九三年の交通関係業過事件を除く少年刑法犯検挙人員では、窃盗と横領(占有離脱物横領を含む)がそれぞれ六四・三%と二〇・四%、傷害六・一%、恐喝五・五%、暴行一・四%となっており、また殺人や強盗については、それぞれ〇・〇六%と〇・五%であることから[25]、我が国と比較した場合、インドネシアでは、窃盗の占める割合が低く、代わりに、暴行や傷害といった粗暴犯や殺人、強盗などの凶悪犯罪の比率が高くなっていることが分かる。特に、少年比をみてみると、殺人と強盗が共に七・七を示しており、少年の占める割合が他の犯罪と比べ極めて高くなっている。これは、窃盗など比較的軽微な事件が私人のフィルター作用により社会の中で非公式に解決されてしまうのに対し、殺人や強盗などの重大事件は社会に与える影響が大きく、そうした社会における非公式な解決に馴染まないため、法執行機関に認知され易いことから生ずる現象であると思われる。因に、我が国の家庭裁判所により刑事処分相当として検察庁へ逆送された少年の罪種構成がインドネシアの警察統計における非行少年の罪種構成と比較的よく似ていることから[26]、インドネシアでは、日本ならば刑事処分相当として逆送されるような重大な事件だけが法執行機関に認知されていると考えることもできよう。

少年が逮捕された場合、成人と同様、身柄拘束(留置)期間は一日、即ち二四時間以内で(刑訴法一九条)、それ以上被疑者の身柄を拘束する必要のある場合は勾留の手続をとらなければならない。勾留は、十分な証拠に基づき、五年

表1　警察における少年[*1] 事件検挙件数[*2]

年度			全検挙件数	%	少年事件検挙件数	%	少年比[*3]
1980			211,638	—	2,438	—	1 2
1981			189,104	—	2,813	—	1 5
1982			186,555	—	2,221	—	1.2
1983			163,070	—	2,172	—	1 3
1984			168,832	—	2,076	—	1 2
1985			221,327	—	1,162	—	0.5
1986		（罪　種）	177,602	100 0	2,140	100 0	1.2
	重罪	殺　人	911	0 5	70	3.3	7 7
		強　盗	2,046	1 2	158	7.4	7 7
		傷　害	7,768	4 4	330	15 4	4 3
		暴　行	10,595	6 0	340	15 9	3 2
		恐　喝	656	0.4	3	0 1	0 5
		窃　盗	25,008	14.1	815	38.1	3 3
		詐　欺	5,394	3.0	3	0 1	0 1
		横　領	2,857	1 6	3	0 1	0 1
		強　姦	1,071	0 6	14	0 7	1 3
		強制猥褻等	927	0 5	3	0 1	0.3
		放火・失火	2,299	1 3	0	0 0	0.0
		賭　博	1,737	1 0	16	0 8	0 9
		器物損壊	2,080	1 2	132	6 2	6.4
		その他	22,231	12 5	242	11 3	1.1
		計	85,580	48 2	2,129	99 5	2.5
	軽罪	刑　法	1,513	0.9	11	0.5	0 7
		道路交通	88,155	49.6	0	0 0	0 0
		経　済	2,354	1 3	0	0 0	0.0
		計	92,022	51 8	11	0 5	0 0

資料　BIRO PUSAT STATISTIK ed , STATISTIK KRIMINIL－SUMBER DATA KEPOLISIAN 1980－1981～1986から作成。

＊1　少年とは16歳未満の者をいう。

＊2　検挙件数とは、警察で事件を送致した件数をいい、親告罪で告訴か取り消された事件、被疑者か死亡した事件、時効か成立した事件など解決事件の件数を含む。

＊3　ここての少年比とは、少年事件検挙件数／全検挙件数を指す。

以上の重懲役に該当する罪の外、一定の犯罪を犯したことが強度に推測され、「被疑者又は被告人が逃亡し、証拠を毀損又は隠滅し、及び・又は、再び犯罪を行う虞れ」がある場合にのみ、令状を得た上でこれを行うことができる(二一条)。但し、インドネシアでは、捜査官(警察)、公訴官(検察)および裁判官のいずれもが勾留権限を有しており(二〇条)、捜査官による勾留は原則二〇日、但し、検察官によってさらに四〇日延長可能、また検察官による勾留は原則二〇日、但し、裁判官により延長三〇日延長可能、といったように、各機関による勾留期間の原則と延長が規定されている(二四条乃至二九条)。勿論、これらは少年に固有の規定ではなく、刑事訴訟法の規定が適用されているだけである。

また、少年の勾留場所については、一九五八年の口頭合意にもあるように、成人の勾留場所から分離しなければならない。受刑者と未決拘禁者の処遇および待遇指針について定めた一九九〇年の司法大臣決定においても、未決拘禁者の配置にあたっては、性別や年齢その他の分類に配慮しなければならないとされている。[27] 少年の勾留場所に関する特別の規定はなく、一般に、警察の留置場と司法省の管轄である拘置所(Rumah Tahanan)および拘置支所(Cabang Rumah Tahanan)が用いられている。[28] 一九八五年現在、インドネシアには全国で二一〇の拘置所と八一の拘置支所が設置されているものの、少年を収容するための特別拘置所が設置されているジャカルタはむしろ例外であって、地方では拘置所内に少年のための分画が設られていればまだよい方で、未だ成人被疑者と混禁しているところも少なくないと言われている。

ところで、刑事訴訟法には少年被疑者および少年被告人の権利について定めた特別な規定はないが、迅速な手続を受ける権利(五〇条)、被疑事実の告知を受ける権利(五一条)など刑事訴訟法において認められた権利保障が少年にも及ぶ。

捜査が一応完了し、証拠が不十分である場合など犯罪の成立について見通しがたたないときには捜査の打切り処分

をすることができるが（一〇九条二項）、原則として少年事件も全て検察庁へ送致される（一一〇条一項）。少年事件の送致を受けた検察官は、捜査記録を精査し、捜査に不備がある場合は、警察に補充捜査を依頼するなどして（同二項・三項、一三八条二項）、最終的に起訴・不起訴の決定を行う（一三九条）。各検察官は、証拠不十分等による不起訴処分を行うことは認められているものの（一四〇条二項a号）、起訴猶予を行う権限は与えられていない[29]。ここで重要なことは、少年事件も手続上は通常の刑事事件であって、少年被疑者も、成人同様、検察官によって裁判所に「起訴」されるという点である。成人事件と違いがあるとすれば、それは、少年事件において公判を担当するのは少年係検察官として任命された特別の検察官であるということだけである。

捜査や訴追の段階と異なり、公判では少年事件に特有の手続が認められており、一般に「少年審判」と呼ばれている。前章でも触れたが、もう一度その内容を整理すると以下のようになろう。地方裁判所に起訴された少年被告人（行為時一六歳未満で裁判時二一歳未満）の公判は、成人の被告人に対する公判日とは異なる曜日に開廷され、少年、少年の保護者、少年係検察官およびソーシャルワーカーが出席し、一人の少年係裁判官によって審理が行われる[30]。裁判官や検察官は法服や制服を着用せず、なごやかな雰囲気で審判を進めなければならない。審判は非公開とされ、報道関係者も原則として傍聴することはできないが、判決の言渡しは公開の法廷において行われる。この点につき、一九五八年の口頭合意や一九七四年のジャカルタ高等裁判所通達においては判決の言い渡しも非公開とされていたが、一九七〇年に制定された「司法権の基本的諸規定に関する法律」（以後、司法権基本法と称する）において「判決は公開の法定で言い渡されたときにのみ適法とされ、法的効力を有する」との規定が設けられたため[31]、一九八三年の司法大臣規則からは現行の制度となっている。

審判に出席するソーシャルワーカーとは、司法省社会指導少年育成所（Balai Bimbingan Kemasyarakatan dan Pengentasan Anak－BISPA）のケースワーカーを意味する[32]。この社会指導少年育成所のソーシャルワーカーは、我が国の

保護観察官と家庭裁判所の調査官を兼ねたような存在で、条件附刑(保護観察附執行猶予)や条件附釈放(仮釈放)における保護観察を担当する外、少年係裁判官からの要請に基づいて、少年の家庭や学校環境、職場環境などについて社会調査(penelitian kemasyarakatan)を実施し、その結果を報告書にまとめ、処遇意見と共に裁判所へ提出することを職務としている。この社会調査は、当初、少年保護機関として活動していたプラ・ユワナ(Pra Yuwana)のスタッフが専らこれを行っていたが、一九六八年、司法省刑務総局(Direktorat Jenderal Kepenjaraan－現在の社会化総局の前身)により現在の社会指導少年育成所が設置されてからは、その職員が少年の調査を担当するようになっている。また当初、社会調査はあくまで裁判官の裁量とされ、一九八九年、ジョクジャカルタ地方裁判所の少年審判において社会指導少年育成所による調査が行われなかったのは手続違反であるとして上訴がなされた事件においても、当時、最高裁判所少年審判担当裁判官であったマルティナ判事により、社会調査は義務ではなく、あくまで裁判官の「心情」によるとの見解が示されている。[33] しかし、その後、一九九一年に出された司法大臣規則[34]により八三年の大臣規則が一部改正され、現在、少年事件では社会調査が義務付けられるに至っている。

少年審判も刑事手続であることにかわりはないから、審判では有罪か無罪かの事実認定が行われる。[35] 一六歳未満の少年が有罪と認定された場合、前述したように、刑法四五条の規定により、保護処分として帰住命令または政府委託命令を言い渡すか、または刑を言い渡すことになる。帰住命令は、少年に対し訓戒等を与えた上で釈放し、少年に相応しい保護者の下で社会復帰を行わせる社会内処遇の一種であって、これを単なる不処分とみることは正しくない。また、政府委託命令は、一六歳未満の行為により有罪とされた未成年者であることの外に、㈠少年の犯罪が重罪または刑法第四五条が定める一定の軽罪に該当し、㈡これらの犯罪による確定有罪判決から二年が経過していないこと、の二つの要件を満した場合にのみこれを言い渡すことができる。つまり、政府委託命令は少年の累犯の場合にしか適用がなく、これはインドネシア最高裁が判例とするところでもある。[36]

政府委託命令の大半は国が管理する教育施設への収容を命ずるものであるが、現在、司法省はそうした保護処分のための教育施設を有していないことから、実際は、少年社会化施設（Lembaga Pemasyarakatan）[37]のなかに設けられた保護区画に収容されているのが現状である。このように政府委託処分によって施設に収容された少年は、行刑上、保護少年（anak negara）と呼ばれ、刑事処分としての自由刑に処せられ社会化施設に収容された刑事少年（anak pidana）と区別されている。保護少年の収容は一八歳を限度とし（刑法四六条一項後段）、少年が同年齢に達した段階で収容が継続していれば、直ちにこれを退院させなければならないが、実務上は、こうした満期による退院の外に、仮退院（pembebasan bersyarat）や釈放前帰休（cuti menjelang lupas mutlak）の制度がある。[38]

このように一六歳未満（行為時）の者に対しては帰住命令や政府委託命令といった保護処分を言い渡すことができるが、ここで注意しなければならないのは、そうした少年に対しても、依然、刑罰を科すことができるという点である。つまり、一六未満の少年であっても、有罪と認定された上で刑事処分相当と判断されれば、刑罰を科すことが認められている。インドネシアには刑事未成年の規定はなく、理論上は何歳の者に対しても刑罰を科すことができる。[39]インドネシア最高裁も、一九五八年、一三歳の少年による傷害致死事件において、犯行時一六歳未満の少年に対し刑罰を科すのは刑法四五条の定めるところであるとし、[40]また、一九八二年の判決においても、一四歳の少年による殺人に対し七年の重懲役を言い渡した原審に対する上告を棄却した上で、刑法四五条では刑罰を含む三つの選択肢（帰住命令、政府委託、刑罰）を裁判官に認めているのであって、裁判官が刑罰を選択し、それが一六歳未満の少年に対する刑の上限の枠内であれば、法の適用に誤りはないと判示している。[41]ここにいう刑の上限の枠内とは、少年に対し刑を科す場合、主刑の上限はこれを三分の一減じたものとし（刑法四七条一項）、死刑または無期重懲役の法定されている重罪の場合は、一五年以下の重懲役に処する（同二項）という、刑の緩和に関する規定が適用されていることを意味する。

一九八〇年代の地方裁判所における終局処分の状況を年齢別にみたのが**表2**で、ここから少年審判実務に関する幾

つかの傾向を伺うことができる。まず第一に、一六歳未満の少年でも約七割から八割近くの者が重懲役を科されていること、第二に、条件附刑すなわち保護観察附執行猶予も一五%程度言い渡されてはいるが、他の年齢層に比較して、少年に対しこうした社会内処遇が特に多用されている訳ではないこと、第三に、僅かながら少年にも罰金刑の適用があること、第四に、一九八八年以降、それまで一〇〇件以上適用のあった帰住命令が全く適用されていないこと、そして第五に、一六歳以上の者にも帰住命令や政府委託命令が適用されていること、などである。特に、帰住命令や政府委託命令が一六歳以上の者にも適用されていることに関しては、行為時に一六歳未満であったが、審判時にこれを超過したような場合があり得るにせよ、二一歳以上の者にまで保護処分が言い渡されていることから、少年の年齢に関しては比較的弾力的な運用がなされているとみてよさそうである。このことは、手続的にも一六歳以上の者が少年審判制度の適用を受けている可能性があることを示唆している。というのも、実体規定である刑法四五条は少年審判制度を適用する形式的要件としての年齢基準を定めた手続規定とも解されているからである。少年審判の対象年齢は一九五八年の口頭合意で一八歳に引き上げられたり、近年、再び一六歳に引き下げられたりしているが、少なくとも実務においては、柔軟な解釈がなされているようである。それには幾つかの事情が考えられる。

まず第一に、インドネシアにはまだ年齢不詳の者がいて、正確な年齢が確定できない場合がままあるということである。近年、我が国でも、来日外国人被疑者の年齢が確定できず、少年事件として家庭裁判所に送致するか成人事件として起訴を行うかの判断に困るような事態も起きてきているが、インドネシアの場合、現在でも、特に地方出身の者にはこうした年齢不詳の者が少なくなく、少年でもたまに年齢が正確に特定できない場合がみられる。その原因が戸籍制度の不備である。インドネシアは、現在、約一億八千万人の人口を抱えているが、親が出生届を出さなかったり、本当の出生からかなり期間が経過してから届出を出したりするような場合もかなりあるといわれている。一方、一七歳以上の者は住民登録が義務付けられ、住民登録証(Kartu Tanda Penduduk)の携帯が義務付けられているもの

表2　地方裁判所における年齢・終局処分別処理人員

年度	処理人員	死刑・無期	重懲役	軽懲役	条件附刑	罰金	帰住命令	政府委託	無罪等	その他
1980	60,676	—	46,348	141	7,515	1,743	116	104	4,440	269
16歳未満	1,226	—	723	4	184	27	104	95	87	2
16歳以上21歳未満	15,784	—	13,484	27	1,269	229	12	9	706	48
21歳以上	43,439	—	32,000	110	6,011	1,472	—	—	3,627	219
不　明	227	—	141	—	51	15	—	—	20	—
1981	80,439	2	59,697	87	11,484	2,476	180	56	6,457	—
16歳未満	3,192	—	2,114	—	545	89	180	40	224	—
16歳以上21歳未満	18,932	—	15,787	24	1,980	294	—	5	842	—
21歳以上	57,931	2	41,576	63	8,893	2,042	—	7	5,348	—
不　明	384	—	220	—	66	51	—	4	43	—
1982	58,541	4	45,061	280	7,883	1,502	126	32	3,653	—
16歳未満	2,427	—	1,728	6	392	29	124	20	128	—
16歳以上21歳未満	14,106	—	12,135	74	1,249	178	—	—	470	—
21歳以上	41,510	4	30,852	199	6,184	1,250	2	11	3,008	—
不　明	498	—	346	1	58	45	—	1	47	—
1983	55,453	5	42,596	275	8,003	1,660	152	33	2,729	—
16歳未満	2,452	—	1,749	9	398	35	152	15	94	—
16歳以上21歳未満	12,990	—	11,096	64	1,250	209	—	4	367	—
21歳以上	39,547	5	29,443	200	6,266	1,382	—	14	2,237	—
不　明	464	—	308	2	89	34	—	—	31	—
1984	51,442	13	38,602	322	9,062	1,292	117	39	1,995	—
16歳未満	2,498	—	1,797	13	473	16	112	16	71	—
16歳以上21歳未満	11,622	—	9,779	80	1,435	94	5	4	225	—
21歳以上	36,984	13	26,794	227	7,084	1,168	—	18	1,680	—
不　明	338	—	232	2	70	14	—	1	19	—
1985	58,603	6	44,743	98	10,265	1,135	120	71	2,165	—
16歳未満	2,700	—	1,979	3	480	11	115	10	102	—
16歳以上21歳未満	12,615	—	10,730	25	1,491	88	5	12	264	—
21歳以上	42,790	6	31,674	68	8,207	1,009	—	49	1,777	—
不　明	498	—	360	2	87	27	—	—	22	—
1986	58,658	8	45,883	34	9,055	1,530	116	19	2,013	—
16歳未満	2,958	—	2,216	1	509	36	109	12	75	—
16歳以上21歳未満	12,496	1	10,736	5	1,361	156	7	2	228	—
21歳以上	42,819	7	32,640	28	7,119	1,331	—	5	1,689	—
不　明	385	—	291	—	66	7	—	—	21	—
1987	59,113	12	46,127	100	9,067	1,752	101	27	1,927	—
16歳未満	2,748	—	2,077	7	457	29	100	8	70	—
16歳以上21歳未満	12,600	3	10,741	25	1,472	139	1	5	214	—
21歳以上	43,274	9	32,941	67	7,069	1,568	—	14	1,606	—
不　明	491	—	368	1	69	16	—	—	37	—
1988	57,797	17	46,055	15	8,699	1,498	0	19	1,494	—
16歳未満	2,556	—	2,057	—	390	26	—	9	74	—
16歳以上21歳未満	10,937	1	9,535	2	1,102	128	—	—	169	—
21歳以上	43,675	16	33,988	13	7,123	1,300	—	10	1,225	—
不　明	629	—	475	—	84	44	—	—	26	—
1989	68,498	26	55,187	26	9,485	1,890	0	27	1,857	—
16歳未満	3,027	—	2,370	—	457	36	—	13	151	—
16歳以上21歳未満	13,001	4	11,333	7	1,283	170	—	1	203	—
21歳以上	51,541	22	40,847	19	7,611	1,568	—	13	1,461	—
不　明	929	—	637	—	134	116	—	—	42	—

資料　BIRO PUSAT STATISTIK ed , STATISTIK KRIMINIL-SUMBER DATA PENGADILAN NEGERI 1980/81～1988/89 より作成。

の、この住民登録証に記載されている年齢が必ずしも正確であるとは限らない。こうした事情から、年齢が不詳の場合や住民登録年齢と実年齢があまりにもかけ離れていると思われるような場合、少年審判や保護処分の適用においては、ある程度、弾力的に年齢を判断しているものと考えられる。

もう一つの背景として、インドネシアでは、少年によって成長の個人差が大きいということが挙げられる。教育制度は以前よりかなり改善されてきているとはいえ、義務教育であるはずの小学校教育も終えずに、生活のため中退してしまうような少年が依然多く見られる外、いわゆるストリートチルドレンも多いことから、実際に調査したわけではないが、少年の精神的・身体的成長の度合いにはかなりの個人差がみられるように思われる。そこで、以前、インドネシアの実務家から聞いたことであるが、少年に対する手続や終局処分の決定に際しては、一六歳という形式的年齢だけで判断するのではなく、それを基準としながらも、本人の精神的・身体的成長度や保護の必要性等を加味し、それぞれの少年にとって最も相応しい手続や処分を選択している、というのである。

以上はインドネシアにおける少年の特殊な事情から年齢要件の特例を認める場合であるが、この他にも、共犯関係にある複数の被疑者が起訴され、一方が行為時に一六歳未満であれば、共犯者が一六歳以上でも、審理を併合し、両者共に少年審判手続に基づいて審理を行う場合がある。一九九〇年一月の最高裁判決では、一四歳と一八歳の少年による加重窃盗事件において、単独の裁判官によって併合審理を行った手続に瑕疵があったとして原原審判決を破棄・差戻しした原審に対し、最高裁は、最高裁からの特別な許可がある場合を除き、通常手続の公判は合議制に拠らなければならないとの原審の判断は法の適用を誤ったものであり、本件では少年審判の原則が適用されなければならず、その点で、少年審判に関する八三年の司法大臣規則や八七年の最高裁通達に基づいて審判を行った原原審の手続は正当であったとし、原判決を破棄した上で、両被告人に二月の重懲役(六箇月の執行猶予)を言い渡している。(42) 即ち、行為時一六歳以上の少年でも、本来、少年審判手続の対象である一六歳未満の少年と共犯関係にあったときは、審理を

併合し、共に少年審判手続によることができるとの判断が最高裁により示された訳である。しかし、本判決は、少年の保護や社会復帰といった観点から少年審判の適用を認めた訳ではなく、インドネシアの司法原則たる「簡易、迅速、低費用」の原則[43]から、一四歳の少年に対する審理との併合を認めた結果、その者に適用されるべき少年審判手続が自動的に共犯者である一八歳の少年に対しても適用されるという論理を採用したのであって、訴訟経済的な観点からの特例を認めたに過ぎない。論者のなかには、本判決を反対解釈して、一八歳は「少年」ではなく、もはや少年審判の対象とはなり得ないとの判断を最高裁が示したものとする向きもある。[44]このように少年の年齢を巡る論争は絶えないが、いずれにせよ、新たな立法による解決しか残された道がないことだけは確かであろう。

最後に、矯正施設における少年の処遇制度については、以前、別稿において詳しく紹介したので、[45]ここでは、その後公表された統計のみ補うことにする。

受刑者の新収容人員については、一九八六年までは五万人台だったものが、八七年には六万五、〇〇〇人にまで増加し、八八年以降は七万人台で増減を繰り返している。**表3**は一九九〇年までの過去五年間の新入所人員を年齢別・刑期別にまとめたものである。これによれば、新受刑者のうち二一歳以上の者が七〇%近くを占めているものの、一八歳未満の受刑者も、割合こそ七、八%に過ぎないが、毎年五、〇〇〇人以上収容されていることがわかる。さらに一八歳未満の受刑者のうち九〇%以上が一年未満の短期自由刑であるが、刑期一年以上五年以下の者が五%から八%、また五年を超える少年が一%余りいることにも留意する必要があろう。また、罰金未納による代替刑として毎年一〇〇人以上の少年が軽懲役に処せられていることは、少年に対する罰金刑の意義や代替自由刑の弊害について問題を提起するものといえよう。

(20) 令状主義の一般原則は司法権基本法第七条に規定されている。87 Undang-undang Ketentuan-ketentuan Pokok Kekuasaan Kehakiman [U. U. No. 14 Tahun 1970, L. N. 1970-74].

表3　年齢別・刑期別新受刑者数

刑期	年	年齢*			合計
		少年	青年	成人	
無期	1986	— —	2 (28.6)	5 (71.4)	7
	1987	— —	2 (18.2)	9 (81.8)	11
	1988	— —	4 (33.3)	8 (66.7)	12
	1989	— —	1 (5.6)	17 (94.4)	18
	1990	— —	8 (44.4)	10 (55.6)	18
5年を超える	1986	29 (2.0)	276 (18.8)	1,163 (79.2)	1,468
	1987	52 (1.2)	1,062 (24.3)	3,252 (74.5)	4,366
	1988	64 (3.6)	306 (17.4)	1,394 (79.0)	1,764
	1989	54 (3 1)	314 (18 0)	1,380 (79.0)	1,748
	1990	43 (2.7)	291 (17 9)	1,291 (79.5)	1,625
1年以上5年以下	1986	288 (4.0)	1,595 (22.2)	5,318 (73.9)	7,201
	1987	335 (3.6)	2,412 (25.9)	6,581 (70.6)	9,328
	1988	461 (5.5)	1,696 (20.3)	6,218 (74.2)	8,375
	1989	274 (3.6)	1,674 (21 7)	5,768 (74 8)	7,716
	1990	290 (3.6)	1,572 (19.4)	6,258 (77 1)	8,120
1年未満	1986	2,536 (5.8)	13,295 (30.5)	27,781 (63.7)	43,612
	1987	4,062 (8.4)	13,892 (28.9)	30,165 (62.7)	48,119
	1988	5,134 (9.0)	14,622 (25.7)	37,117 (65.3)	56,873
	1989	4,676 (7.7)	14,874 (24.5)	41,055 (67 7)	60,605
	1990	4,977 (8.6)	14,890 (25.8)	37,783 (65.5)	57,650
代替軽懲役	1986	103 (2.7)	884 (23.2)	2,823 (74 1)	3,810
	1987	109 (3.4)	741 (23 1)	2,356 (73.5)	3,206
	1988	162 (4.0)	927 (23.0)	2,939 (73.0)	4,028
	1989	110 (2.8)	883 (22.1)	3,004 (75.2)	3,997
	1990	107 (3.3)	600 (18.2)	2,585 (78.5)	3,292
合計	1986	2,956 (5.3)	16,052 (28.6)	37,090 (66.1)	56,098
	1987	4,558 (7.0)	18,109 (27.9)	42,363 (65.1)	65,030
	1988	5,821 (8.2)	17,555 (24.7)	47,676 (67.1)	71,052
	1989	5,114 (6.9)	17,746 (24.0)	51,224 (69.1)	74,084
	1990	5,417 (7.7)	17,361 (24.6)	47,927 (67.8)	70,705

資料．BIRO PUSAT STATISTIK ed , STATISTIK KRIMINIL-SUMBER DATA LEMBAGA PEMASYARAKATAN 1986～1988/90 より作成

＊　少年（18歳未満）、青年（18歳以上21歳未満）、成人（21歳以上）を意味する。

(21) 犯罪捜査規範を定めた「犯罪捜査手続に関する執行指針」によれば、逮捕状の署名権限を有するのは、「管区長(Komandan Kesatuan)又はそれにより捜査官若しくは補助捜査官として指名された職員」とされている。Departemen Pertahanan Keamanan, Markas Besar, Kepolisian RI ed., Himpunan Juklak dan Juknis tentang Proses Penyidikan Tindak Pidana 81 (1982).

(22) しかし、強制処分の適法性を事後的に裁判所が審査する予備審判(praperadilan)の制度がある(刑訴法七七条乃至八三条)。予備審判については、拙稿「インドネシアの刑事手続における犯罪被害者の法的地位」法学研究六七巻一〇号(一九九四)五五頁以下参照。

(23) Biro Pusat Statistik ed., Statistik Kriminil—Sumber Data Kepolisian 1986 (1988). 本統計には、少年事件の「認知」件数というデータが掲載されており、一九八六年で三、〇五七件となっているが、データの有効性の問題から、ここでは検挙件数を使用した。

(24) 一九九〇年に実施された国勢調査によれば、同年のインドネシアの全人口は約一億八、〇〇〇万人である。Biro Pusat Statistik ed., Statistik Indonesia 1990 (1991). また、一九八六年二月に行われた全国経済社会調査の結果によれば、一〇歳から一五歳までの人口は約二、五一六万人とされている。Biro Pusat Statistik ed., Statistik—Penyidikan Survei Sosial Ekonomi Nasional 1986 (1987).

(25) 警察庁編『平成五年の犯罪』(一九九四)三三三頁他、法務総合研究所編『平成六年版犯罪白書——犯罪と犯罪者の国際化』(一九九四)三八一頁。

(26) 最高裁判所事務総局編『平成五年司法統計年報——四少年編』(一九九四)五六—五七頁、法務総合研究所編・前掲注(25)三九一頁。

(27) Bab VII B. 1. c. 4, Kepmenkeh. RI No: M. 02-PK. 04. 10 Tahun 1990 tentang Pola Pembinaan Narapidana/Tahanan. また、少年については医師の指示に応じて補給食を与えることができるとの規定がある。

(28) Kepmenkeh. No. M. 04. PR. 07.03 Tahun 1985 tentang Organisasi dan Tata Kerja Rumah Tahanan Negara dan Rumah Penyimpanan Benda Sitaan Negara. *See* 16 Majalah Pemasyarakatan 52 (1986). 拙稿「インドネシアにおける矯正・保護実務の現状(一)」法学研究六六巻七号(一九九三)六九頁参照。

(29) 但し、検事総長による公共の利益のための事件終結処分(penyampingan perkara untuk kepentingan umum)につ

いては、拙稿「インドネシアにおける盗電の処罰を巡る議論に関する覚書」犯罪と非行九四号（一九九二）一八〇―一八一頁参照。

(30) 但し、少年係裁判官も少年事件を専務とするのではなく、一般の民事や刑事事件との兼務である。

(31) §18 U. U. Ketentuan-ketentuan Pokok Kekuasaan Kehakiman.

(32) 社会指導少年育成所および社会調査については、拙稿「インドネシアにおける矯正・保護実務の現状（二）」法学研究六六巻八号（一九九三）九三―九七頁を参照の事。*See also*, Badan Pembinaan Hukum Nasional ed., Lokakarya Evaluasi Bimbingan Kemasyarakatan dan Pengentasan Anak (1977).

(33) Nazir Amin et. al., *BISPA di Mata Hakim*, 2 (27) Editor 65 (1989).

(34) Permenkeh. Nomor: M. 03-UM. 01.06 Tahun 1991 tentang Perubahan Pasal 12 Ayat (2) Peraturan Menteri Kehakiman RI No. M. 06-UM. 01.06 Tahun 1983.

(35) 裁判の形式には、有罪・無罪判決の外、全告発解除判決（putusan lepas dari segala tuntutan hukum）と呼ばれるものがある。全告発解除判決については、拙稿・前掲注(22)四六―四七頁に言及がある。

(36) *See* Putusan M. A. Reg. No. 1390 K/Pid/1987 tanggal 30 Agustus 1989, 61 Varia Peradilan 79 (1990), Putusan M. A. Reg. No. 371 K/Pid/1989 tanggal 27 April 1989, 50 Varia Peradilan 72 (1989).

(37) インドネシアでは、一九六四年以降、刑務所（penjara）の代わりに社会化施設（Lembaga Pamasyarakatan）の語を用いている。拙稿・前掲注(28)六二―六六頁参照。

(38) 拙稿・前掲注(28)八七―八八頁参照。

(39) 詳しい検証は済んでいないが、この制度の源流は、インドネシアの旧宗主国であるオランダがフランスに支配された際に継受したフランスのナポレオン法典にまで遡ることができる。当時のオランダ刑法における少年の刑事責任については、S. R. Sianturi, Asas-Asas Hukum Pidana di Indonesia dan Penerapannya (2nd ed. 1986), Agung Wahyono & Siri Rahayu, *supra* note 1, at 26-27 に簡単な言及がある。また、フランス刑法における刑事未成年の歴史については、酒井安行「フランス　第一章フランス少年司法の歴史」（澤登俊雄編）『世界諸国の少年法制』成文堂（一九九四）二四九頁以下に紹介がある。

(40) Putusan M. A. Reg. No. 324 K/Kr./1957 tanggal 25 Pebruari 1958, Himpunan Keputusan-Keputusan dari

Mahkamah Agung Djilid II (Mengenai Hukum Pidana) 128 (L. Suryadarmawan ed. 1967).

(41) Putusan M. A. No. 520 K/Pid./1982 tanggal 1 Desember 1982, Yurisprudensi Indonesia 1982-II, at 1.

(42) Putusan M. A. No. 2113 K/Pid/1987 tanggal 18 Januari 1990, 61 Varia Peradilan 91 (1990).

(43) 一九七〇年の司法権基本法が「sederhana, tjepat, dan biaya ringan（簡易、迅速、低費用）」の原則を定めている。§4 (2) U. U. Ketentuan-ketentuan Pokok Kekuasaan Kehakiman.

(44) Mohammad Saleh, *Batas Usia Terdakwa Yang Dihadapkan dalam Sidang Anak*, 87 Varia Peradilan 118, 120 (1992).

(45) 拙稿・前掲注(28)八四―八九頁参照。

五　少年裁判法草案の概要

少年審判制度は、あくまで下級法令に基づく制度であって、法律上の制度ではない。そこで、少年裁判法を制定し、正式な少年裁判制度を実現しようとする動きが、少年審判制度が発足して間もない一九六〇年代前半頃から既にみられるようになり、一九六七年には国家法育成局（Badan Pembinaan Hukum Nasional―BPHN）の前身である国家法育成研究所（Lembaga Pembinaan Hukum Nasional―LPHN）によって最初の少年裁判法草案が起草されている（以後、六七年草案と称する）。その後一九七〇年に司法権基本法が制定されたこともあって、本草案が法案として国会に提出されることはなかったものの、同年には、「家族と子供の福祉のための全国調整局」（Badan Koordinasi Nasional untuk Kesejahteraan Keluarga dan Anak）による「青少年に関する法律ワークショップ」が社会省主導の下で開催され、その第A作業部会において少年裁判法草案や児童福祉法草案に関する検討が行われている外、一九七七年には国家法育成局とディポネゴロ大学法学部によって「少年裁判に関する専門家会議」が開催され、少年裁判制度の在り方について、六七年草案を叩き台とした議論が交わされている(46)。そして一九八一年には再び草案の修正が行われたが、やはり

法案として国会に上程されることはなく、その後立法作業は一時停滞したかのようにみえたが、九〇年代に入ると、少年裁判法制定を巡る議論が俄に活発化し、少年裁判制度の早期実現を求める声が高まっている。こうした背景には、近年、学校間抗争などの少年非行が社会問題化していることや、[47]一九九〇年、インドネシアが児童の権利条約を批准したことなどが関係しているものと思われる。[48]前回の草案修正後、既に幾つかの関連法規が制定されており、また刑法の全面改正も予定されているため、これら関連法規との調整作業を含め、少年裁判法最終草案の編纂が続けられており、近い将来、国会への上程が見込まれている。

そこで、本章では、少年裁判法草案の分析を通じて、インドネシアが実現を目指している少年裁判制度の特徴について考察を加えることにする。しかし残念ながら、少年裁判法草案のうち最も新しいものは公表されていないため、現段階でその正確な内容を把握することは難しい。ただ、それ以前の二つの草案については既に入手済みであるので、本稿では、この二つの草案を頼りにインドネシア少年裁判制度の将来像について概観することにしたい。これらの草案は六七年草案を基に七〇年代後半から九〇年代にかけて修正が加えられたもので、現在、調整が進められている草案の土台となっていることから、これらから制度の凡その特徴を検討することは十分可能であると思われる。ただ、これらの草案には起草された日付の記載がないことから、正確な編纂時期について特定することができないという問題があることを指摘しておく必要があろう。ただ、少年裁判法草案編纂委員であるヌルシャムスー・ユスタム元高等裁判所判事の報告資料から、六七年草案が、七七年の会議後、八一年に一度、そして九〇年代に入ってからは、九三年に再度の修正が施され、現在に至っていることがわかっている。[49]これまでに入手した草案の一つは、一九七九年七月二三日に成立した児童福祉法の引用が条文のなかに見られる一方、一九八一年一二月三一日に成立した刑事訴訟法は近い将来の制定を見越した形での引用しかなされていないことから、これが八一年草案である可能性が強く、もう一方の草案の方は、刑事訴訟法の引用があり、規定も刑事訴訟法に沿った修正がなされているものの、一九八六年の

普通裁判法などは略式化した形でしか引用されていないことから、八二年以降に修正されたものであると推測される。勿論、こうした資料を分析の対象とすることに方法論上の問題がない訳ではなく、また、現在進められている草案の調整作業や法案上程後の国会審議の如何によっては内容が大きく変わることも十分に予想されるが、本稿では、取り敢えず、この二つの草案を中心に分析しながら、インドネシアが目指す将来の少年裁判制度について概観し、詳細な制度の内容については、立法が実現した段階で改めて検討することにしたい。なお、本稿では、便宜上、分析の対象となる二つの草案のうち、七九年から八一年の間に修正が施された方をA草案、八二年以降に修正された新しい草案の方をB草案と呼ぶことにする。なお、本文中、特に断りのない場合、B草案について言及したものとする。

1　少年裁判法草案の構成

一九六七年に起草された草案の内容がどのようなものであったかは、原文が入手できないため明らかでない。しかし、六七年草案を検討の叩き台とした一九七七年の会議資料などから、現在の草案より遥に長い全二三八条から成るものであったことがわかっている。[50] しかし、その後起草されたA草案は全九四条、B草案は全一〇七条しかないことから、A草案までの段階で大幅な条文削減が行われ、ほぼ現在の構成が固まったことがわかる。削除・修正が行われたと思われる箇所は多岐に渡るが、特に、少年裁判手続について規定した第五章の非行少年手続の部分に集中しているようである。恐らく、これは、現行刑事訴訟法が成立した（する）ため、成人と共通する手続規定が必要なくなり、削除されたものと考えられる。

B草案は制定文に続く全八章から成り、第一章では、定義規定の外、少年審判の総則的規定が置かれている。第二章は少年係裁判官の地位や任免などについて規定するが、第四節には、むしろ第五章第五節に位置すべき再審に関する規定が置かれており、奇異な印象を与える。恐らく、これは、刑事訴訟法が制定される前に起草された当時の草稿

の名残りであろうと思われる。続く第三章は、非行少年や放任少年に対する刑や保護処分について規定した章である。そのうち第二〇条が非行少年に対してはこの法律に定めるもの以外の刑又は処分を科してはならないと規定する一方、現在、改正作業が進められているインドネシア刑法典も非行少年に対する様々な刑や処分の導入を予定していることから、両者の関係が問題とされている。

また、草案は、従来から法的基盤が脆弱であったソーシャルワーカーの法定地位とその権限について、独立した章を設け規定している(第四章)。さらに少年審判の手続について定めた第五章では、少年審判には一般法として民事訴訟法または刑事訴訟法が適用されることを明らかにした上で、非行少年事件、放任少年事件、後見、養子縁組における特別手続について規定している。しかし、控訴審、上告審、再審については一般法の準用規定のみが置かれている。最後の第六章には、非行少年や放任少年を収容する少年社会化施設や少年教育施設、それに社会寮に関する規定が置かれている。

2　「少年裁判所」構想の断念——「少年審判」制度へ

草案は、既存の裁判所が少年事件についての審判権を有するものとし、独立した少年裁判所(pengadilan anak)の設置を予定していない。即ち、司法慣行として一九五八年以降行われてきた少年審判制度同様、地方裁判所や高等裁判所といった普通裁判所において少年事件を扱うこととし、刑事手続としての性格を維持しつつ、裁判手続に関しては成人と異なる規定を設けようというものである。B草案第二条が「少年に対する公判は、以後、少年審判と称し、少年に関する刑事及び民事事件を審理し、裁判を行う裁判所の権限をいう」と規定しているのは、まさにその趣旨であり、これは、「少年審判とは、特に、以下の審理及び審判を行う普通裁判管轄における裁判所の一部をいう」(一条一項)と規定するA草案についても同様である。

ただ、少年裁判法草案の編纂に着手した一九六〇年代には独立の少年裁判所を設置しようという構想がみられたようで、実際、六七年草案では少年裁判所の設置が前提とされていたようである。[51] これは、少年審判制度の発足にあたり、インドネシアの司法関係者が視察のためアメリカなど少年裁判所を有する国に派遣され、その影響を受けたためであろうと思われる。しかし、七七年の会議においても、草案中の少年裁判所に関連する規定を削除すべきとの提案が各報告者から示されており、[52] 結局、その後起草されたA草案やB草案では、少年裁判所構想が断念され、少年審判制度へと軌道修正されている。そうした方向転換の契機となったのが、一九七〇年の司法権基本法と一九八六年の普通裁判法[53]の成立であるといわれている。つまり、六七年草案により一度は少年裁判所の設置が企図されたものの、その後成立した司法権基本法により、裁判所による司法権の行使は普通裁判、宗教裁判、軍事裁判および行政裁判の四つに限定され（一〇条）、また、既存の裁判機関以外の特別な裁判機関は法律によって設置しなければならないとされた上（一二条）、「裁判機関の組織、権限、手続は、それぞれ独立した法律によりこれを定める」（一二条）との規定に基づいて制定された普通裁判法は、裁判所は第一審裁判所の地方裁判所と控訴審裁判所の高等裁判所から成り（六条）、普通裁判管轄における司法権は地方裁判所と高等裁判所および終審裁判所としての最高裁判所がこれを行使すると規定したため（三条）、少年裁判所という独立の裁判所を新たに設置する余地がなくなったというのがインドネシアにおける一般的な説明である。[54] しかし、この司法権基本法によっても、新たな立法を行えば既存の裁判所以外の裁判所を設置することが認められているのであるし、また、普通裁判法八条は「普通裁判管轄において、法律により規定された特例はこれを行うことができる」と定めており、さらに、これらの法律の逐条解説では普通裁判所の特例の一つとして少年裁判所を例示していることから、[55] 少年裁判所の設置を断念する根拠としては少し弱いように思われる。それよりもむしろ、少年に対する手続を基本的には刑事手続として位置付けたことの上に訴訟経済的な配慮が働いたためとは考えられないであろうか。というのも、ほぼアメリカ合衆国に匹敵するほどの領域面積をもち、約一万三、〇〇

○の島々からなる広大なインドネシアに新たな裁判所を設置するとなれば、その経費は莫大なものとなることが予想されるからである。一九八九年現在で、インドネシアには二九一の地方裁判所があることから[56]、それと同数の裁判所施設を設置することは容易でないどころか、インドネシアの国家財政を考えた場合、ほぼ不可能に近い。また、裁判所の増設に伴う裁判官の増員の問題も解決しなければならないが、これもまた早急な人員の確保は難しいとみてよいであろう。さらに、前章において考察したように、現在、全国の地方裁判所に継続する少年事件の数は極めて限られており、これを新たに設置した全国の少年裁判所で扱うとなると、一裁判所当りの件数は相当少なくなることが予想される。さらに中央と地方の格差が激しいインドネシアでは、ジャカルタなど大都市の裁判所に少年事件が集中する反面、地方では年に数件といったような裁判所が出てくることも考えられる。その僅かな少年事件のためわざわざ裁判所や人員の増設・増員を図るのは極めて効率が悪いということになろう。また、少年に対する手続を刑事手続として位置付ける以上、独立した裁判所を設置することの必要性もさほど感じられなかったのではないだろうか。いずれにせよ、その後の少年裁判法草案の審議過程において少年裁判所の構想が再浮上することはなく、新たな裁判所の設置を伴わない「少年審判」制度の方向で見解が一致していることだけは確かである。

3　少年審判の対象

B草案は、少年審判の対象として、非行少年事件、放任少年事件、後見、養子縁組の四つを掲げており(一九条)、これの点はA草案に関しても同様である(一条一項)。

B草案では、非行少年(anak nakal)を「規定・規則、慣習、法、社会宗教、学校規則等に対して逸脱した行動をとる少年」と定義した上で、非行少年を「犯罪を行った非行少年」(以後、犯罪非行少年と称する)と「犯罪を行っていない非行少年」(以後、非犯罪非行少年と称する)に分け、共に少年審判の対象としている(一条二項)。ただ、「犯罪を行って

いない非行少年」がどういう少年であるかについてはB草案に何ら規定がないため、その概念が問題となるが、A草案では「犯罪を行った少年」と並ぶ非行少年として幾つかの非行事由が列挙されており（一条二項b号）、B草案における「犯罪を行っていない少年」の概念を考察する上で参考となる。即ち、

(1) 父母、後見人又は里親に従わず、且つ、服さない
(2) 父母、後見人又は里親の許可なく、又は、これに知らせず頻繁に家を空ける
(3) 少年がそれと知りつつ、犯罪者又は不道徳な者と交際する
(4) 少年が禁じられている場所を時々訪れる
(5) 頻繁に汚い言葉を用いる
(6) 少年の肉体的、社会的、精神的成長にとって望ましくない結果を有する行為

の六つである。虞犯性の要件こそないものの、これらは我が国の少年法が定める虞犯事由と極めて似ていることがわかる。この非行事由に関する規定は六七年草案にも置かれており、七七年の会議でも規定存置の方向で同意が得られているものの、その一方で、こうした規定は条文解説の方に載せるべきであるとの見解や犯罪を行った少年とその他の非行事由に該当する少年を明確に区別すべきであるとの見解も示されていることから、[57] B草案では削除されてしまったものと思われる。しかし、もしその趣旨が引き継がれているとすれば、草案が予定している「犯罪を行っていない非行少年」とは、このような虞犯少年に近いものと考えられる。少年審判は、犯罪非行少年だけでなく、このような非犯罪非行少年をも対象としているのである。

さらに草案では、「父母がその義務を怠った結果、精神的、身体的及び社会的な面で少年に必要なものが本来的に満たされ得ない少年」を放任少年（anak terlantar）と定義した上で、これを少年審判の対象としている（一条三項）。B草案では、放任少年をさらに犯罪を行った者とそうでない者に分けているため、犯罪非行少年との間で概念の重複

がみられるものの、本規定は、少年の保護や福祉に係わる事件は全て少年審判の対象とするという理念に基づくものであるといえよう。

従来から議論のあった少年審判の対象となる少年の年齢については、B草案が、少年の年齢を、まず、民事については二一歳未満で婚姻歴のない者、刑事については一八歳以下の者とする一般規定を置いている(一条一項)。その上で、犯罪非行少年については一〇歳以上一八歳以下の者、非犯罪非行少年については六歳以上二一歳以下の者とし、また、放任少年については、下限を設定せず、上限は二一歳と定めている(三条一項)。A草案までは、少年審判の対象となる非行少年の年齢を一律に一〇歳以上一八歳以下とし、また放任少年に関しては一八歳以下と定めていたことから(A草三条)、非犯罪非行少年と放任少年の年齢が拡大されているのがわかる。その趣旨は、要保護少年に対する国家の保護の枠を拡大するということであろうと思われる。しかし、犯罪非行少年の年齢に関しても、一九九五年一月に開催された第三回インドネシア矯正会議の席上で、少年裁判法草案編纂委員であるヌルシャムスー・ユスタム元高裁判事から、その下限は八歳であるとの指摘がなされていることから[58]、草案のその後の調整作業で再び年齢規定が下方修正されている可能性がある。

さらに、一八歳以下で犯罪を行った少年が送致時までにその年齢を超過した場合、A草案では少年審判の対象とするとされていたが(A草三条二項)、B草案では、送致時に二一歳未満であることが必要との限定が加わっている(三条二項)。

ただ、少年の年齢については、現在、少年裁判法と並行して立法作業が進められている刑法改正草案との関係に注意する必要がある。現在、最も新しい刑法改正草案は一九九三年に編纂され、司法大臣に提出されたもので(以後、九三年草案と称する)[59]、その第九六条は刑事責任年齢を一二歳と規定していることから[60]、少年審判の対象となる犯罪非行少年の下限年齢を一〇歳とする少年裁判法草案との整合性が問題となる。例えば、一〇歳の少年が犯罪により起訴され

た場合、少年審判手続が適用されることについては問題ないが、少年裁判法草案では犯罪非行少年に対して刑罰と保護処分のいずれかを科すことができることとしているため、刑法改正草案で一〇歳の少年が刑事未成年であるとすれば齟齬が生ずることになる。いずれにせよ、草案における少年の年齢規定については未だ流動的であるといえよう。

最後に、少年審判は、非行少年や放任少年のみならず、本来、民事の領域に属する後見や養子縁組をも対象としていることに留意する必要があろう（一九条c・d）[61]。現在の草案が予定する少年審判とは、単に刑事事件だけでなく、後見や養子縁組といった家事事件をも対象としているのが大きな特徴であり、これは、少年の福祉に係わる事柄は全てこの少年審判において扱うのが望ましいという福祉的理念に基づくものである。

4　福祉的機能と司法的機能（適正手続保障）

少年審判は「少年の福祉と利益(kesejahteraan dan kepentingan anak)を優先」し、「家族的な雰囲気において(dalam suasana kekeluargaan)」行われなければならないと定めたB草案の前文からも、少年審判の機能の一つが福祉的機能にあることは明らかである。少年審判は、単に少年の犯罪を解明し、その責任を追及するだけでなく、少年の抱える問題やその原因を探索し、少年に必要とされる保護や教育を行うことで、少年の社会復帰を図ることを目的としているのである。さらに、犯罪少年だけでなく、国家による保護が必要とされる虞犯少年や放任少年の外、後見や養子縁組などをも少年審判の対象としているのは、まさに草案が少年福祉の実現を眼目としていることの現れである。

こうした少年に対する福祉的機能を果たすため、草案では、現行の少年審判制度においても実施されている社会調査を正式な制度として採用している。即ち、非行少年事件において、少年係裁判官(hakim anak)は「社会指導員」(pembinbing kemasyarakatan)に命じて社会調査を実施させ、その結果を処遇意見とともに社会調査報告書として提出させることができる（五七条）。社会指導員は、こうした社会調査の外、少年審判への出席が義務付けられ（一一条

一項)、さらに非行少年に対する社会内処遇において少年の補導や援護を担当するものとされていることから(三五条一項)、我が国における家庭裁判所調査官と保護観察官を併せたような地位となっている。なお、この社会指導員は司法省が任命することから、現在の社会指導少年育成所のケースワーカーを想定しているものと思われる。これに対し、放任少年事件を担当するソーシャルワーカーは、社会省がこれを任命するものとされ(同二項)、両官庁の間で役割分担が成立している。

この外、少年の福祉や保護を実現するため、草案では、審判の非公開および報道制限(七条)、単独制(八条)、裁判官や検察官の私服の着用(五条)、保護処分(二二条等)などについても規定している。しかし、ここでもう一度確認しておかなければならないのは、草案が予定する少年審判手続はあくまで刑事手続だということである。従って、少年事件においては、少年裁判法に規定がある場合、まずこれが適用されるが、それ以外については刑事訴訟法が適用される(四〇条)。即ち、少年裁判法が実現しても、非行少年が検察官によって起訴され、最終的に有罪か無罪かの認定がなされた上、有罪の場合には刑罰が科せられる余地があるという点では成人に対する手続と何ら変わりはない。そこで、少年審判においても、犯罪(非行)事実の認定と適正手続の保障という司法的機能を果たすことが当然に求められることになる。ただ、適正手続については、少年手続も基本的には刑事手続であることから、少年保護手続に適正手続保障の原理がどこまで及ぶかといったことは問題とならず、成人の被疑者や被告人に認められている権利保障は全て少年にも及ぶ。しかし、少年裁判法草案がそのように受動的な形でしか少年手続における適正手続保障の機能を捉えていないとみることは正しくない。確かに、被疑者・被告人の適正手続保障に一定の配慮を施した現行刑事訴訟法からすれば、少年裁判法草案における少年の権利保障の規定は特に注目すべきものではないかもしれない。しかし草案、特にA草案が編纂されたのは現行刑事訴訟法成立以前であって、そのA草案の規定に、例えば、現行刑訴法によって初めて導入された逮捕や勾留期間の制限(A草三六条乃至三九条)や再審(peninjauan kembali)(同一一条・八一

条）などに関する規定が置かれていることは重要である。A草案が編纂された時期は刑事訴訟法草案が国会へ上程される前後であり、その頃には刑訴法草案の内容が少年裁判法編纂委員にも伝わっていたことから[62]、そうした新しい刑訴法の規定を見越した形で少年裁判法草案を検討したであろうことは想像に難くない。しかし、成人に対する手続的権利保障が刑事訴訟法に盛り込まれるからといって、それが直ちに少年裁判法にも反映されるとは限らない。もし、少年裁判法草案の編纂委員が非行少年に対する保護や福祉にとって成人と同じような裁判手続や権利保障は馴染まないと判断していたとしたら、たとえ刑事訴訟法草案にそうした規定があっても、それを少年裁判法草案に導入しようとは考えないはずである。それを敢えて、少年裁判法にも新しい権利保障規定を設けようとしたということは、やはり、そこには少年の権利保障に関する一定の配慮が働いていたとみるべきであろう。強制処分の制限や再審に関する規定が六七年草案に既に盛り込まれていたかどうかはわからないが、一九七〇年の青少年に関する法律会議では少年被疑者に対する取調べに弁護人の立会いを認めるよう提言がなされているし[63]、七七年の少年裁判会議でも、少年に対する勾留期間や勾留要件の制限などが議論されており、最終決議には再審に関する規定もみられる[64]。こうしたことからも、少年裁判法草案の編纂過程を通じて、少年事件における適正手続の保障が少年審判の重要な機能として捉えられていたことが伺えよう。「少年問題は、正義の実現を看過することなく、少年と社会の福祉ために審理が行われ、判決がなされるという保障のある裁判を通じて取り扱われなければならない（傍点筆者）」。一九七一年の最高裁通達において示されたこの文言は、インドネシアが目指す少年司法における福祉的機能と司法的機能との調和という理念を端的に表したものといえよう[65]。

最後に、B草案中の少年の権利保障に関する規定と刑事訴訟法の関連条文との関係を以下に示す。逮捕（留置）期間の制限（草四三条、刑訴一九条一項）、勾留期間の制限（草四五条乃至五〇条。成人の半分。刑訴二四条乃至二九条）、弁護人選任権およびその告知義務（草五一条一項、刑訴五四条・五五条）、自由交通権（草五一条二項、刑訴五七条）、被告人の最終陳

述権(草六二条、刑訴一八二条一項)。

5 刑罰と保護処分——刑法改正草案との関係

少年裁判法草案は、基本的に、少年に対する刑事手続の特例を認めた手続法であり、刑事訴訟法に対する特別法であるが、草案は、非行の実体要件と非行少年に対する刑罰や保護処分についても規定していることから、実体法としての性格を併せもつ。B草案に規定された刑罰と処分をまとめると次にようになる。

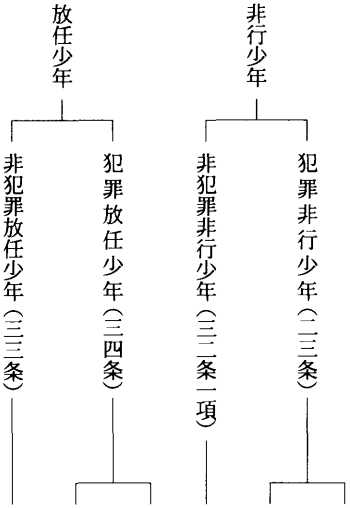

犯罪非行少年に対しては刑罰と処分のいずれかを、非犯罪非行少年に対しては処分のみを言い渡すことができる。なお、B草案では、犯罪を犯した放任少年に対しても刑罰と処分を科すことができるとされているが、犯罪を行っている点では犯罪少年と同じなのであるから、A草案のように、こうした少年は犯罪少年に分類し、放任少年はあくま

で要保護少年として、保護処分のみを言い渡すことができるとしたほうが制度としてすっきりしたのではないかと思われる。

しかし、少年裁判法草案における刑罰や処分の規定を巡っては、前述した刑事責任年齢と同様、近年、刑法改正草案との整合性の問題が取り沙汰されている。これは、九三年草案において少年に対する刑罰や保護処分の規定が新設され、しかも、その内容が少年裁判法草案の規定する制度と異なっていることから生ずる問題である。

まず、九三年草案は、刑事制裁として刑罰と処分の二元主義を採用し、刑罰では、死刑（刑草五九条）[66]、懲役、禁錮、保護観察、罰金、社会奉仕作業（刑草五八条）を主刑として、権利の剥奪、没収・追徴、判決の公表、損害賠償の支払、慣習義務の履行を附加刑として規定している（刑草六〇条）。一方、処分では、責任無能力者又は限定責任能力者に対する処分として精神病院での治療処分、政府への委託処分、個人への委託処分の三つを規定する外、いずれの犯罪の場合にも刑罰と併科することのできる処分として、運転免許証の取り消し、犯罪から得られた利益の剥奪、犯罪の結果の回復（原状回復）、職業訓練、リハビリテーション、施設での治療の五つを規定している（刑草九一条）。その上で、九三年草案は「少年に対する刑と処分」の節を設け、一二歳以上一八歳以下の少年に対する固有の刑罰や処分を規定しており、そこでは、以下に示す通り、新しい社会内処遇の導入など刑罰や処分の多様化が図られていることがわかる。

刑罰（刑草九九条）

主刑（pidana pokok）

一　名目上の刑（pidana nominal）

訓戒（pidana peringatan）

警告（pidana teguran keras）

二　条件附刑 (pidana dengan syarat)
　施設外処遇 (pidana pembinaan di luar lembaga)
　社会奉仕作業 (pidana kerja sosial)
　保護観察 (pidana pegawasan)
三　罰金 (pidana denda)
四　自由刑 (pidana pembatasan kebebasan)
　施設内処遇 (pidana pembinaan di dalam lembaga)
　懲役 (pidana penjara)
　禁錮 (pidana tutupan)

附加刑 (pidana tambahan)
　一定の物の没収・追徴 (perampasan barang-barang tertentu dan tagihan)
　損害賠償の支払 (pembayaran ganti kerugian)
　慣習義務の履行 (pemunuhan kewajiban adat)

処分（刑罪一一一条）

責任無能力および限定責任能力の少年に対する処分
　病院での治療 (perawatan di rumah sakit)
　政府への委託 (penyerahan kepada pemerintah)
　個人への委託 (penyerahan kepada seseorang)

その他の処分
　父母、後見人または里親への帰住 (pengembalian kepada orang tuanya, atau walinya atau pengasuhnya)
　政府または個人への委託 (penyerahan kepada pemerintah atau seseorang)
　政府または民間団体が行う訓練への参加義務

(keharusan mengikuti sebuah latihan yang diadakan oleh pemerintah atau badan swasta)
運転免許証の取り消し（pencabutan surat izin mengemudi）
犯罪から得られた利益の剥奪（perampasan keuntungan yang diperoleh dari tindak pidana）
犯罪の結果の回復（perbaikan akibat-akibat tindak pidana）
リハビリテーション（rehabilitasi）
施設での治療（perawatan di dalam suatu lembaga）

刑法九三年草案と少年裁判法B草案を比較してみると、まず、刑罰のうち施設収容を伴う自由刑については、B草案が重懲役（pidana penjara）と軽懲役（pidana kurungan）の二種類を規定するに止まり、しかも、この分類は刑法改正で廃止され、懲役（pidana penjara）に一本化される見通しであることを考えると、B草案では、少年に対する自由刑として特に成人と異なる工夫が見られないのに対し、九三年草案では、懲役ならびに禁錮（pidana tutupan）の外、施設内処遇（pidana pembinaan di dalam lembaga）という刑の新設が予定されている。条文上、施設内処遇は、少年の状態や行動に鑑み、自由を拘束しないと社会に危険を及ぼすため、処遇上、隔離する必要がある少年を対象とし、職業訓練のための場所または指定されたその他の処遇施設で行うものとされているが（刑草一〇七条）、制度の趣旨や内容、他の自由刑との相違点については必ずしも明らかでない。刑法改正草案編纂委員長であるインドネシア大学のマルジョノ・レクソディプトロ教授によれば、この施設内処遇は、現行刑法四六条に規定するような国家の教育施設において処遇を行うものであるという(67)。同規定は少年に対する保護処分を規定したものであるから、施設内処遇もその性格からいってむしろ処分に位置付けられるべきものではないだろうか。なお、九三年草案とB草案のいずれにおいても少年に対する刑の緩和の規定が置かれており、死刑または無期懲役が法定刑とされている場合、少年に科し得る刑の上限は一〇年の重懲役とし（B草二四条二項、刑草一〇八条二項）、少年に対する自由刑の長期については成

人の長期の二分の一とされている(B草二四条一項、刑草一〇六条三項)。ただ、九三年草案には、少年に対する自由刑の適用は最終手段であり(刑草一〇六条一項)、一八歳以下の少年には極力適用せず(刑草六三条)、また自由刑の執行においても仮釈放を出来る限り活用することが望ましいことが明記されている(刑草　〇六条二項)。

社会内処遇に関しては、九三年草案が、「名目上の刑」として訓戒と警告の二つを、また条件附刑[68]として施設外処遇、社会奉仕作業、保護観察の三つの刑を新設しているのに対し、B草案は僅かに保護観察を規定するだけである。

まず、名目上の刑は、少年の自由の制限を伴わない軽い刑であると規定されているが(刑草一〇〇条)、これについても保護者への帰住などと共に処分として規定されるべき性質のものではないかと思われる。また、条件附刑のうち施設外処遇とは、司法省の処遇官や精神病院などのセラピストによる指導や観察プログラムに参加させるもので(刑草一〇二条)、一般非行少年の外、性格異常や薬物依存少年などを対象としたものと思われる。社会奉仕作業は、欧米で行われている社会奉仕命令に倣ったもので、少年は、七時間以上一二〇時間以下の範囲で定められた特定の時間、社会奉仕作業に就くことが義務付けられる(刑草一〇三条)。少年裁判法草案には主刑としての社会奉仕作業そのものは規定されていないものの、B草案からは罰金の代替刑として奉仕作業(kerja bakti)が義務が設けられており、罰金五、〇〇〇ルピアにつき一日の奉仕作業を九〇日以内に一日六時間の割合でこれを行わなければならないとされている(二六条二項乃至四項)[69]。さらに、保護観察は少年裁判法草案にも刑法改正草案にも規定されている。しかし、少年裁判法B草案では保護観察の期間を三月以上二年以下と定めているだけで(二八条)、その要件については何ら定めがない。これに対し、刑法改正九三年草案では、法定刑が七年以下の懲役である犯罪を行った者で(刑草一〇四条・七〇条)、その行動や状態に鑑み、処遇が十分監督できる者に対し保護観察を科すことができ、対象者は、一般遵守事項の外、場合によっては特別遵守事項が定められ、三年以内の特定された保護観察期間、司法省の処遇官による観察を受けるものとされている(刑草七一条)[70]。

罰金については、B草案・九三年草案とも、少年に対する罰金の多額は成人の二分の一とすると規定しているが（B草二六条一項、刑草一〇五条二項）、九三年草案では一六歳以上の少年に対してのみ罰金を科すことができると定めているのに対し（刑草一〇五条一項）、B草案の方では代替刑としての奉仕作業の規定が置かれている。

次に、処分についてみてみると、B草案および九三年草案は共に保護者への帰住や政府または民間団体（個人）への委託を規定しているが（B草二二条一項、刑草一一一条一項）、九三年草案は、さらに、政府または民間（団体）によって実施される訓練への参加、リハビリテーション、施設内治療の三つを規定している。しかし、これらの処分が予定する対象者や処遇の具体的内容については未だ明確にされておらず、しかも、これらはいずれも施設内処遇として行われるようであるから[71]、果たして、政府委託処分と同じ施設において行われるのか、そうでないとすれば異なる施設を設置する必要があるが、実現の可能性はあるのか、といったことが検討されなければならない。しかし、現在までのところ、そうした細かい詰めの作業は行われていないようである。

いずれにせよ、少年裁判法草案と刑法改正草案は少年に対する刑罰や処分に関し独自の規定を有していることから、今後、両者の間で調整が図られるものと思われる。

6　少年裁判法草案に見られるその他の特色

少年裁判法草案に見られるその他の特色としては、起訴猶予制度の採用、民間団体やボランティアの活用、司法省と社会省の役割分担の明確化などが指摘できよう。

まず、B草案は、少年が改善可能であると判断される場合、少年の利益（kepentingan anak）ため事件を裁判所へ送致しない権限を検察官に与えている（五五条）。これは、少年事件における起訴猶予制度を認めたものと解されることから、現行法上、起訴便宜主義を採用しているとしながらも、実際には起訴猶予制度を有しないインドネシアにおい

ては画期的な試みといえよう。ただ、刑事訴訟法によれば、検察官が不起訴処分を行った場合、警察や被害者から裁判所に対し処分の適法性の審査に関する申し立てを行うことができる予備審判制度があるため[72]、少年裁判法に基づく起訴猶予処分もこの予備審判の対象となるかどうか検討する必要があろう。また、起訴猶予とは異なるが、刑法改正九三年草案においても、条件附裁判猶予(penundaan peradilan dengan syarat)と呼ばれる制度が設けられている。これは、捜査官、検察官および処遇官の意見を聞いた上で、裁判官が、少年の将来の利益のため(demi kepentingan masa depan anak)、少年が遵守すべき一般遵守事項と特別遵守事項を定め、裁判所における審理を延期するというものとされているが(刑草九七条)、詳細な手続の内容について九三年草案は何も規定しておらず定かでない。ただ一つ言えることは、少年裁判法草案にせよ刑法改正草案せよ、手続の初期の段階で少年を手続から外すことによってその社会復帰を容易ならしめるダイバージョンの制度を採用しようとしている点では共通しているということである。

一方、少年裁判法草案では、非行少年の処遇に民間団体や篤志家を積極的に参加させる方向を打ち出している。現行法でも、政府委託処分を言い渡された少年の処遇を財団や特定の個人に委託することができる旨の規定が刑法に置かれているが(刑四六条)、この規定が適用されることは余りなく、ボランティアの登用としては、矯正施設や保護観察において民間人を非公式の形で委嘱する程度であった[73]。B草案では、こうした制度に加え(一二条一項c号、三〇条)、ボランティアソーシャルワーカーとしての篤志社会委員(Petugas Kemasyarakatan Sukarela)の制度を設けている。これは、司法省が任命する篤志社会指導員(Pembimbing Kemasyarakatan Sukarela)と社会省が任命する社会篤志家(Relawan Sosial)、それに社会団体のボランティアソーシャルワーカーから成っており(一条一二号c)、このうち司法省の篤志社会指導員については、社会調査報告書の作成や保護観察における補導・援護において司法省の社会指導員を補佐したり(三五条三項)、少年受刑者に対する指導や援護を担当するものとされている(三八条二項)。

最後に、少年裁判法草案では、非行少年事件の管轄に関し、司法省と社会省との間で、はっきりとした役割分担が

設けられている。従来、犯罪を犯した非行少年の処遇に関しては、司法省社会化総局（Direktorat Jenderal Pemasyarakatan）の下にある少年社会化施設内処遇局（Direktorat Pembinaan dalam Lembaga Pemasyarakatan untuk Anak）および社会化施設外処遇局（Direktorat Pembinaan luar Lembaga Pemasyarakatan）の主管とされてきたが、その一方で、社会省も、児童福祉の観点から、素行に問題のある少年に対する処遇を担当してきている。その根拠となっているのが一九七九年に制定された児童福祉法[74]であり、この法律に基づいて、非行少年社会復帰寮（Panti Rehabilitasi Anak Nakal）および薬物被害者社会復帰寮（Panti Rehabilitasi Korban Narkotika）が設置され、非行少年や要保護少年、薬物濫用少年に対する開放処遇が実施されている[75]。これら社会省が処遇を担当する非行少年は、犯罪を犯すには至っていない虞犯少年や要保護少年であり、司法省が管轄する犯罪少年との間には一応境界線が引かれているものの、明確な基準があるわけではなく、少年裁判法草案はこの間隙を埋めようとするものである。B草案では、犯罪を犯した非行少年で国家委託処分となった少年については司法大臣により司法省が管轄する国家少年社会化施設（Lembaga Pemasyarakatan Anak Negara）へ収容するものとし（三〇条）、一方、非犯罪非行少年および放任少年で国家委託処分を言い渡された者は社会大臣により社会寮（Panti Sosial）へ収容する外（三一条三項、一〇〇条）、放任少年の手続については社会省が関与するものと規定している（三三条二項、三五条二項、三八条三項、六六条乃至六八条他）。ただ、少年審判の対象とならない一〇歳未満の犯罪非行少年および六歳未満の非犯罪非行少年の取り扱いに関しては、他の法令に委任する旨の規定を置いておらず、もし、これらの少年の取り扱いについては児童福祉法に委ねる趣旨であるとすれば、少年裁判法の規定に沿うよう法改正を行う必要があるように思われる[76]。

(46) *See* Sri Widoyati Wiratmo Soekito, *supra* note 1, at 14–18, Sri Widoyati Wiratmo Soekito, *Sistimatika Rancangan Undang-undang tentang Peradilan Anak*, in: Badan Pembinaan Hukum Nasional ed., *supra* note 1, at 22–23. この外にも、関係会議として、一九七三年および七六年には社会指導少年育成局に関する会議が、また七六年には第三

回犯罪学会議が開催されている。*See* BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL ed., *supra* note 32, LEMBAGA KRIMINOLOGI, FAKULTAS HUKUM, UNIVERSITAS DIPONEGORO, LAPORAN SEMINAR KRIMINOLOGI III (1977).

(47) Paulus Hadisuprapto, *UU Peradilan Anak: Figur Hukum,* Kompas, Okt. 5, 1990. 生徒や学生の集団闘争や学校間抗争については、JOHANNES SUTOYO ed., ANAK DAN KEJAHATAN (1993) に詳しい。

(48) Keppres. No. 36 Tahun 1990.

(49) Noersyamsoe Yustham, *Peradilan Anak di Indonesia* 9 (paper presented at Seminar Pemasyarakatan Terpidana III by Universitas Indonesia, 1995).

(50) SRI WIDOYATI WIRATMO SOEKITO, *supra* note 1, at 15.

(51) 実際の条文の内容については、AGUNG WAHYONO & SIRI RAHAYU, *supra* note 1, at 48 参照。また、一九七四年のジャカルタ高等裁判所通達にも、草案において独立した少年裁判所の構想があることを示す一節がみられる。*See* BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL ed., *supra* note 1, at 141.

(52) Sri Widoyati Wiratmo Soekito, *supra* note 46, at 24, 28, Martina Notowidagdo, *supra* note 6, at 33-34. B草案中の一五条及び一七条（上級裁判所の監督権）に関する規定は、少年裁判所の設立を前提とした古い草案の名残りであると思われる。

(53) Undang-undang tentang Peradilan Umum [U. U. No. 2 Tahun 1986, L. N. 1986-20].

(54) Sri Widoyati Wiratmo Soekito, *supra* note 46, at 22-23.

(55) §10 (1) Penjelasan Pasal demi Pasal U. U. tentang Ketentuan-Ketentuan Pokok Kekuasaan Kehakiman, §8 Penjelasan Pasal demi Pasal U. U. tentang Peradilan Umum. インドネシアの法律には、必ず、法律の一般解説 (penjelasan umum) と逐条解説 (penjelasan pasal demi pasal) が付されており、法源の一つとして、条文解釈の根拠となっている。これらの解説は、官報補遺 (Tambahan Lembaran Negara) に掲載される。

(56) BIRO PUSAT STATISTIK ed., STATISTIK KRIMINIL—SUMBER DATA PENGADILAN NEGERI 1988-1989, at 5 (1992).

(57) *See* BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL ed., *supra* note 1, at 148.

(58) Noersyamsoe Yustham, *supra* note 49, at 9.

(59) Mardjono Reksodiputro, *Masa Depan Lembaga Pemasyarakatan Anak dan Lembaga Pemasyarakatan*

Wanita 7 (paper presented at Seminar Pemasyarakatan Terpidana III by Universitas Indonesia, 1995).

(60) Panitia Penyusunan RUU KUHP 1991/1992 ed., Naskah Rancangan Undang-undang Hukum Pidana (Baru) Buku Kesatu Buku Kedua (1993).

(61) 後見や養子縁組、放任少年については、民法典、婚姻法、児童福祉法などに規定が散在している。*See* Martina Notowidagdo, *supra* note 8, at 117-120.

(62) 当時、少年裁判法草案編纂委員長であった司法省刑事局長のブディアルティ氏は、刑事訴訟法草案編纂委員も兼任している。*See* Martina Notowidagdo, *supra* note 8, at 113.

(63) Sri Widoyati Wiratmo Soekito, *supra* note 1, at 18.

(64) Badan Pembinaan Hukum Nasional ed., *supra* note 1, at 147, 152, 154-155.

(65) S. E. Mahkamah Agung No. M. A./Pemb./048/1971.

(66) 死刑は主刑には位置付けられず、「特別な性質をもつ刑」(pidana yang bersifat khusus) として、独立に規定されている (五九条)。

(67) *See* Mardjono Reksodiputro, *supra* note 59, at 14.

(68) 今日、条件附刑 (pidana bersyarat) とは保護観察附執行猶予の意味で用いられているが (刑法一四条a乃至一四条f)、九三年草案では、殆ど同じ条件附刑 (pidana dengan syarat) の語を新たな三つの社会内処遇制の上位概念を表す用語として用いていることに注意しなければならない。保護観察附執行猶予としての条件附刑については、拙稿・前掲注 (32) 八四-八七頁参照。

(69) この罰金の代替刑としての奉仕作業の構想は七七年の会議おいて提案されている。*See* Badan Pembinaan Hukum Nasional ed., *supra* note 1, at 150.

(70) さらに、観察裁判官 (hakim pengawas) に対する保護観察期間の延長や短縮の申し立て (七一条四・五項)、遵守事項違反 (再犯) の場合の措置 (七二条) などの規定もある。

(71) *See* Mardjono Reksodiputro, *supra* note 59, at 15.

(72) 拙稿・前掲注 (22) 五五-六三頁以下参照。

(73) 拙稿・前掲注 (32) 八三頁、九六-九七頁および一〇一頁参照。

(74) 8611 U. U. Kesejahteraan Anak.

(75) 非行少年社会復帰寮については、拙稿「マレーシアのプロベーション・ホステル及びインドネシアの非行少年社会復帰寮における非行少年の処遇について」更生保護と犯罪予防一〇九号(一九九三)九九頁以下で紹介した。

(76) 七七年の会議でも、下限年齢以下の非行少年に関する規定を置くべきだとの主張が見られる。See BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL ed., *supra* note 1, at 149. *See also*, Mardjono Reksodiputro, *supra* note 59, at 9.

六　おわりに

本稿では、少年審判制度の現状と併せ、現在、立法作業が進められている少年裁判法草案の特色について、持ち得る限りの資料から考察を加えた。そこから明らかになったことは、現在、インドネシアでは、現行法制の枠内で少年審判制度を維持・発展させる努力が続けられてきていること、そして、少年の福祉と権利保障という二つの理念を基礎に据えながら少年裁判法の制定へ向けて立法作業が進められているということである。特に、少年司法制度の確立にとって法の整備は不可欠であるとの認識から、少年裁判法の早期実現へ向けて地道な作業が進められている点については評価できよう。ただ、こうした立法作業の前途に不安材料がない訳ではない。特に、同時進行している刑法改正草案との調整が早急に図られなければ、少年裁判法の実現がさらに遅れる可能性もあろう。独立後、植民地立法からの脱却と固有法の制定という目標を掲げ、一九八一年にまず手続法たる刑事訴訟法制定を実現させたインドネシアにとって当面の課題は実体法たる刑法の全面改正であろう。刑法改正のための最終草案も既に完成していると伝えられており、近い将来、国会へ上程される可能性が出てきている。しかし、少年裁判法草案との間で調整を要する箇所が少なくないことが露呈するに至った今、司法省および国務官房の間で十分な協議を行う必要があろう。さらに、少年裁判法草案および刑法改正草案の規定には少年に対する刑罰や処分など新たな制度の創設を唄ったものが少なくな

いが、ただ闇雲に新しい制度を導入してみたところで、それが画餅に帰しては元も子も無い。これらの制度を現実に運営していくための具体的な施策が十分に検討されるべきであろう。少年裁判法を巡る今後の立法動向については、いずれ機を見て検討を加えるつもりである。

（以上）

資料　インドネシア少年裁判法草案試訳【B草案】

第一章　総　則
第二章　司法官の地位及び少年審判の権限
第一節　少年係裁判官
第二節　控訴審裁判官
第三節　上告審裁判官
第四節　再　審
第五節　少年審判の権限
第三章　刑及び処分
第一節　犯罪を行った非行少年に対して
第二節　犯罪を行っていない非行少年
第三節　放任少年に対する処分
第四章　社会委員
第五章　少年裁判手続
第一節　総　則
第二節　第一審裁判
A　非行少年事件
第一款　捜査について
第二款　逮捕及び勾留について
第三款　訴追について
第四款　審判廷における審理
B　放任少年事件
第一款　少年審判へ放任少年を送致する手続
第二款　審判廷における審理
C　後見の訴え
第一款　後見の訴えの提起
第二款　審判廷における審理
D　養子縁組の訴え
第一款　養子縁組の申請
第二款　裁判所審判廷における審理
第三節　控訴審裁判
第四節　上告審裁判
第五節　判決の再審
第六章　収容施設
第一節　国家少年教育施設
第二節　社会寮
第七章　経過規定
第八章　終　章
（全八章一〇七条）

少年に対する裁判に関する
インドネシア共和国法律草案

唯一絶対神の恵と共に、インドネシア共和国大統領は、

a　少年という特別な性質との関係から、少年の福祉を実現するべく、少年に対する裁判が、社会の利益の外、少年の

福祉と利益を優先しつつ、家族的な雰囲気において行われる必要があること、

b 当該少年裁判の特別な性質との関係から、少年に対する裁判に関する法律を制定する必要があると思料されることに鑑み、

一 一九四五年基本法第五条第一項、第二〇条第二項、第二四条及び第二五条

二 司法権の基本的諸規定に関する一九七〇年法律第一四号（官報一九七〇年七四号、官報補遺一九五一号）

三 児童福祉に関する一九七九年法律第四号（官報一九七九年三二号、官報補遺三一四三号）

四 刑事訴訟法に関する一九八一年法律第八号（官報一九八一年七六号、官報補遺三二〇九号）

五 民事訴訟法に関しては、改正国内規則（旧官報[*1]一九四一年四四号）、地域外法規則（旧官報[*2]一九二七年二二七号）

六 普通裁判法

七 最高裁判所法

を考慮し、

インドネシア共和国国民議会の承認を得て、少年に対する裁判に関する法律を定めるものと決定する。[*3]

第一章 総 則

第一条【定義】[*4] この法律にいう、

一 少年（anak）とは、民事の問題においては、二一歳に達しておらず、婚姻をしたことがない者をいい、刑事の問題においては、一八歳以下の者をいう。

二 非行少年（anak nakal）とは、規定・規則、慣習、法、社会宗教、学校規則等に対して逸脱した行動をとる少年をいう。

a 犯罪を行った非行少年

b 犯罪を行っていない非行少年

三 放任少年（anak terlantar）とは、何らかの理由により父母がその義務を怠った結果、精神的、身体的及び社会的な面で少年に必要なものが本来的に満たされ得ない少年をいう。

四 少年受刑者（anak terpidana）とは、既に確定した裁判に基づいて処罰される少年をいう。

五 裁判官（hakim）とは、少年係裁判官（hakim anak）をいう。

六 控訴審裁判官（hakim banding）とは、少年係控訴審裁判官をいう。

七 上告審裁判官（hakim kasasi）とは、少年係上告審裁判官をいう。

八　公訴官（penuntut umum）とは、少年係公訴官をいう。

九　弁護人（penasehat hukum）とは、法的援助を行うため、法律により、又はそれに基づいて定められた要件を満たす者をいう。

一〇　捜査官（penyidik）とは、法律によって定められたインドネシア共和国警察（POLRI）及び法律によって定められた文官公務員捜査官（PPNS）[*5]の少年係捜査官をいう。

一一　社会委員（petugas kemasyarakatan）とは、次に掲げるソーシャルワーカーをいう。

a　司法省の社会指導員（Pembimbing Kemasyarakatan）

b　社会省のソーシャルワーカー

c　社会独立団体（Lembaga Swadaya Masyarakat）のソーシャルワーカー

一二　篤志社会委員（petugas kemasyarakatan sukarela）とは、社会福祉活動の領域において技術及び奉仕能力を有する者をいい、次から成る。

a　司法省の篤志社会指導員（Pembimbing Kemasyarakatan Sukarela）

b　社会省の社会篤志家（Relawan Sosial）

c　社会団体（Organisasi Sosial Kemasyarakatan）のボランティアソーシャルワーカー

一三　収容施設（lembaga penampungan）とは、少年を収容し、教育する施設をいい、少年社会化施設（lembaga pemasyarakatan anak）及び社会復帰寮（panti rehabilitasi sosial）から成る。

第二条【少年審判】　少年に対する公判は、以後、少年審判（sidang anak）と称し、少年に関する刑事及び民事事件を審理し、裁判を行う裁判所の権限をいうものとする。

第三条【審判に付すべき少年】　①　犯罪を行った非行少年が少年審判へ送致される年齢制限は、一〇歳以上一八歳以下とする。一方、犯罪を行っていない非行少年が少年審判へ送致される年齢制限は、六歳以上二一歳以下とする。

②　少年が一八歳以下で犯罪を行い、その少年が当該年齢を超過したあと少年審判へ送致されたが、未だ二一歳に達していない場合、当該少年はそのまま少年審判へ送致するものとする。

③　放任少年については、少年審判へ送致される年齢の下限はなく、上限は二一歳とする。

第四条【少年事件の捜査】　一〇歳以上の少年が犯罪を行った疑いがある場合、当該少年に対し捜査を行うことができる。

第五条【私服の着用】　少年審判において、[*6]裁判官は法服を着用せず、公訴官、警察官、公判担当検察官、社会指導員は制服を着用しないものとする。

第六条【成人等との共犯】　①　成人と共に犯罪を行った少年は少年審判へ送致し、成人は地方裁判所（Pengadilan Ne-

geri) へこれを送致する。

② インドネシア共和国軍人と共に犯罪を行った少年は少年審判へ送致し、当該インドネシア共和国軍人は軍事裁所(Mahkamah Militer)へこれを送致する。

第七条【審判の非公開】 ① 裁判官は、当該少年、父母、後見人(wali)又は里親(orang tua asuh)、弁護士及び第三五条第一項にいう社会指導員に限って出席を許される非公開の審判廷において少年事件を審理するものとする。

② 第一条にいう者を除き、一人として審判への出席は認められない。但し、裁判官又は合議体による許可に基づく場合は、この限りでない。

③ 裁判官は、被告人又は父母、後見人若しくは里親の氏名は公表してはならないという条件で報道関係者が審判に出席することを許可することができる。

④ 捜査官、公訴官、裁判官、社会指導員による非行少年事件に関する全ての報道において、記者及びその他の職員は、捜査段階から始まり裁判の執行が終わるまで、被疑者、被告人、受刑者又は父母、後見人若しくは里親の氏名の略称を用いるものとする。

⑤ 少年及び・又は社会の利益のため、放任少年事件、後見の訴え[*7]及び養子縁組の申請に関する審判は、当該少年並びに第六六条及び第七五条にいう当事者のみが出席し、非公開でこれを行うことができる。

⑥ 判決は、公開された審判廷でこれを告知する。

第二章 司法官の地位及び少年審判の権限

第一節 少年係裁判官

第八条【単独制】 ① 裁判官は、単独の裁判官として、第一審における少年事件を審理し、裁判をするものとする。但し、地方裁判所長により必要とみなされる一定の場合は、合議体で審理を行うことができる。

② 裁判官は、執務の遂行において、一人の書記官又は一人の補助書記官による補佐を受ける。

第九条【資格】 少年係裁判官となるためには、普通裁判管轄における裁判官としての経験を有する外、少年問題への関心及び貢献があり、これを理解していることが望ましい。

第一〇条【任免】 少年係裁判官は、最高裁判所長官の提案に基づき、司法大臣がこれを任免する。

第一一条【少年審判への出席】 ① 犯罪を行った非行少年事件において、公訴官及び第三五条一項にいう社会指導員は少年審判に出席しなければならない。

② 犯罪を行っていない非行少年及び放任少年事件、後見の訴え及び養子縁組の申請において、第三五条第二項にいうソーシャルワーカーは出席しなければならない。

第二節　控訴審裁判官

第一二条【単独制】　①　控訴審裁判官は、単独の裁判官とし、控訴審における少年事件を審理し、裁判をするものとする。但し、高等裁判所長官により必要とみなされる一定の場合は、合議体で審理を行うことができる。

②　控訴審裁判官は、執務の遂行において、一人の書記官又は補助書記官による補佐を受ける。

第一三条【資格】　地方裁判所における少年係裁判官に適用される資格は、高等裁判所における控訴審裁判官にもこれを適用する。

第一四条【任免】　控訴審裁判官は、最高裁判所長官の提案に基づき、司法大臣がこれを任免する。

第一五条【指導・監督】　高等裁判所長官は、審判がこの法律に従って実施されるよう、その管轄内の審判の実施に対し指導を与え、監督を行うものとする。

第三節　上告審裁判官

第一六条【上告】　高等裁判所における控訴審裁判官の判決に対し、最高裁判所に上告を申し立てることができる。

第一七条【終審裁判所】　少年審判に対する最終的な監督は、最高裁判所がこれを行う。

第四節　再　審

第一八条【再審】　①　既に確定した非行少年事件の判決に対し、少年及び・又は父母、里親若しくは弁護人は、有効な法律の規定に従い、最高裁判所に再審を申し立てることができる。

②　放任少年事件、後見の訴え及び養子縁組の申請の場合、再審を申し立てることができるのは、父母、後見人、里親又は利害を有する当事者である。

第五節　少年審判の権限

第一九条【裁判権】　少年審判は、次に掲げる事件の審理をし、裁判をする権限を有する。

a　非行少年事件
　1犯罪を行った者
　2犯罪を行っていない者
b　放任少年事件
　1犯罪を行った者
　2犯罪を行っていない者
c　後見の訴え
d　養子縁組の申請

第三章　刑及び処分

第二〇条【総則】　非行少年に対しては、この法律に定めるもの以外の刑又は処分を科してはならない。

第一節　犯罪を行った非行少年に対して

第一二条【刑の種類】　犯罪を行った非行少年に科すことのできる刑は、次に掲げる通りである。

A主刑

1　重懲役（pidana penjara）

2　軽懲役（pidana kurungan）

3　罰金（pidana denda）

4　保護観察（pidana pengawasan）

B附加刑は、一定の証拠物の没収から成る。

第一三条【処分の種類】　①　非行少年に対して行うことのできる処分は、次に掲げる通りである。

a　父母、後見人又は里親へ帰住させる

b　教育及び職業訓練に参加するため国家へ委託する

c　少年育成の領域で活動する社会団体（民間財団）へ委託する

②　第一項第a号及び第b号にいう処分には、裁判官によって定められる遵守事項を付加することができる。

第一三条【犯罪非行少年】　第一条第二号aにいう非行少年に対し、裁判官は、第一二条又は第一三条に定める刑又は処分を言い渡すことができる。

第一四条【刑の緩和】　①　非行少年に対する重懲役は、成人に対する重懲役の長期の二分の一以下とする。

②　犯罪に対し死刑又は無期の重懲役が定められているとき、非行少年に科し得る刑の上限は一〇年の重懲役とする。

③　一二歳に達していない非行少年が、成人によって行われた場合死刑又は無期の重懲役が定められている犯罪を行ったとき、当該非行少年に対しては第一三条第一項第b号にいう処分を科すものとする。

④　一二歳に達していない非行少年が、死刑又は無期の重懲役が定められていない犯罪を行った場合、第一三条にいう処分のいずれかを科すものとする。

第一五条【軽懲役の緩和】　非行少年に対する軽懲役は、成人に対する軽懲役の長期の二分の一以下とする。

第一六条【罰金と奉仕作業】　①　非行少年に対する罰金は、成人に対する罰金の多額の二分の一以下とする。

②　当該罰金が完納できないことが明らかになったとき、奉仕作業（kerja bakti）の義務を履行することで代替しなければならない。

③　罰金の代替としての奉仕作業の義務は、罰金五、〇〇〇ルピア[*8]に対し一日とする。

④　奉仕作業の義務は、九〇労働日以内に一日六時間でこれを行い、且つ、夜間には行わないものとする。

第一七条【執行猶予】　①　裁判官は、二年[*9]の重懲役を言い渡すとき、判決で遵守事項を附して言い渡す、即ち、刑を執行する必要がないことを命ずることができる。但し、受刑者が

保護観察期間中に裁判官によって定められた遵守事項に違反することにより、後にこれと異なることを定めた裁判官の判決がある場合はこの限りでない。

② 第一項にいう遵守事項とは、一般遵守事項と特別遵守事項をいう。

③ 一般遵守事項とは、少年が保護観察期間中犯罪を再び行わないことをいい、特別遵守事項は、宗教的自由と政治的自由を害さない範囲での少年の行動に関することである。

④ 特別遵守事項に対する保護観察期間は、一般遵守事項に対する保護観察期間よりも短いものとする。

⑤ 第一項にいう刑に対する保護観察期間は、三年以下とする。

⑥ 条件附の重懲役を言い渡された場合、社会指導員は、保護観察期間中、少年が遵守事項を遵守するよう努めるものとする。

第二八条【保護観察】 ① 非行少年に対して言い渡すことができる保護観察は、三月以上二年以下とする。

② 非行少年が第一項にいう保護観察を言い渡された場合、当該少年は第三五条第一項にいう社会指導員の監督下に置かれる。

③ 社会指導員は、観察中の非行少年の発達に応じ、適法な理由を示すことによって、保護観察の期間の上限を超えないという条件のもとで、定められた指導及び観察の期間を短縮し、又は延長するよう裁判官に申し立てることができる。

④ 裁判官は、審判を経ることなく、保護観察の期間を短縮し、又は延長する決定をなすことができる。

第二九条【国家の権限】 裁判官によって重懲役又は国家への委託が言い渡された少年は、当該判決が確定し、執行が可能になった時点から、父母、後見人又は里親の権限の下にはなく、当該少年が父母、後見人又は里親へ帰住させられるまでの間、国家の権限の下にあるものとする。

第三〇条【国家委託】 ① 裁判官により国家への委託が決められた非行少年は、司法大臣により国家少年社会化施設、民間少年教育施設又は里親の下に置くものとする。

第三一条【職業訓練】 ① 裁判官は、少年が職業訓練に参加しなければならない旨決定したとき、判決において同時に、その職業訓練が行われる場所を定めるものとする。

② 第一項にいう裁判官の判決の謄本は、労働省、教育文化省及び職業訓練の所在地にこれを送達する。

第二節 犯罪を行っていない非行少年

第三二条【非犯罪非行少年】 ① 犯罪を行っていない非行少年に対し、裁判官は、第二二条第一項第b号にいう処分を科すことができる。

② 犯罪を行っていない非行少年は、父母又は後見人の申し立てにより、一四歳未満の者については六月以上、裁判所の決定時に既に一四歳に達している者については一年以下、少年

社会化施設において教育を受けるための裁判所の決定を受ける。

③ 犯罪を行っていない非行少年で裁判官により国家への委託が決められた者は、社会大臣により社会寮に収容するものとする。

第三節 放任少年に対する処分

第三三条【非犯罪放任少年】 犯罪を行っていない者① 犯罪を行っていない放任少年に対し、裁判官は、第二二条第一項第a号、第b号又は第c号に定める処分を科さなければならない。

② 第一項の執行は、社会省、司法省、警察、検察庁、社会(社会団体)、社会独立団体から検察官への申し立てにのみ基づくものとする。

第三四条【犯罪放任少年】 犯罪を行った者——犯罪を行った放任少年に対し、裁判官は、第二一条乃至第三一条にいう処分を科すことができる。

第四章 社会委員

第三五条【社会指導員等】 ① 少年の利益のため、審判において、及び判決が言い渡された後、司法省は、次に掲げる目的のため、社会指導員を任命するものとする。

a 非行少年事件において、社会報告書を作成することにより、審判の内外で裁判官に対し補佐を行う

b 条件附重懲役、保護観察、罰金、国家委託処分を科され、又は職業訓練に参加しなければならない、及び社会化施設から条件附釈放された非行少年を指導、援護及び観察する

② 少年の利益のため、審判において、及び判決又は決定が言い渡された後、社会省は、次に掲げる目的のため、ソーシャルワーカーを任命するものとする。

a 放任少年事件、後見の訴え及び養子縁組の申請において、社会報告書を作成することにより、審判の内外で裁判官に対し補佐を行う

b 国家委託又は職業訓練参加義務から成る処分を科された放任少年を指導、援護及び観察する

③ 第一項及び第二項にいう職務の遂行において、社会指導員及びソーシャルワーカーは、ボランティアソーシャルワーカー及び社会団体による補佐を受けることができる。

第三六条【社会指導員の資格等】 ① 第三五条第一項にいう社会指導員は、その職務に応じた特別の教育を有していなければならない。

② 第一項にいう社会指導員は、職権により、又は裁判官の請求に基づき、当該観察の結果に関し、裁判官に報告書を提出するものとする。

③ 社会指導員の職務及び資格は、法令でこれを定める。

第三七条【ソーシャルワーカーの資格等】 ① 第三五条第二項にいうソーシャルワーカーは、その職務に応じた特別の教育を有していなければならない。

② 第一項にいうソーシャルワーカーは、職権により、又は裁判官の請求に基づき、放任少年に対する指導、援護及び観察の結果に関し、裁判官に報告書を提出するものとする。

③ ソーシャルワーカーの職務及び資格は、法令でこれを定める。

第三八条【ボランティアソーシャルワーカーの資格等】 ① 第一条第一二号a、b及びcにいうボランティアソーシャルワーカーは、少年の生活の維持、身体的、精神的成長及び保護のため少年を育成、指導、援護する目的において、篤志に応じた特別の教育、関心、技能を有していなければならない。

② 第一条第一二号aにいうボランティアソーシャルワーカーは、少年受刑者に対する指導、援護及び観察に関し、司法省の社会指導員に報告書を提出することを義務付けられる。

③ 第一条第一二号bにいうボランティアソーシャルワーカーは、放任少年に対する指導、援護及び観察に関し、社会省のソーシャルワーカーに報告書を提出することを義務付けられる。

第三九条【社会独立団体】 ① 社会独立団体（Lembaga Swadaya Masyarakat）とは、非行少年及び放任少年の問題に特別の関心を有する社会団体をいう。

② 社会独立団体のソーシャルワーカーは、少年の生活の維持、身体的、精神的成長及び保護のため少年を育成、指導、援護する目的において、篤志に応じた特別の教育、技能、関心を有していなければならない。

③ 社会団体のボランティアソーシャルワーカーは、少年受刑者又は放任少年に対する指導、援護及び観察に関し、社会独立団体のソーシャルワーカーに報告書を提出することを義務付けられる。

第五章 少年裁判手続

第一節 総則

第四〇条【民刑訴法の準用】 ① 有効な刑事訴訟法及び民事訴訟法は、この法律でこれと異なる定めがある場合を除くほか、少年裁判手続にこれを準用する。

第二節 第一審裁判

A 非行少年事件

第一款 捜査について

第四一条【少年係捜査官】 ① 非行少年捜査の職務は、そのためインドネシア共和国警察長官により特別に任命された捜査官にこれを担当させる。

② 少年係捜査官になるための資格は、政令でこれを定める。

③ 一定の場合、捜査は、次に掲げる者にこれを担当させることができる。

a 成人によって行われた犯罪の捜査職務を担当する捜査官

b 法律によって定められたその他の捜査官

第四二条【捜査の方式】 ① 捜査官は、家族的な雰囲気の中で被疑者を取り調べるものとする。

② 少年非行に対する捜査を行う場合、必要であれば、捜査官は社会指導少年育成所（BISPA）の社会指導員の意見及び提案を求めなければならず、また必要であれば、教育の専門家、精神保健の専門家、精神科医[★10]又はその他のソーシャルワーカーにも提案及び意見を求めるものとする。

③ 捜査官は、第一項にいう少年が父母、後見人又は里親により最早養育され得ないと判断するとき、放任少年として少年審判の判決を受けるよう、当該少年を社会省に送致するものとする。

④ 捜査の過程は、少年の生活維持、身体的及び精神的成長並びに保護のため、これを秘密としなければならない。

第二款 逮捕及び勾留について

第四三条【逮捕の方式】 逮捕は、刑事訴訟法典中の逮捕に関する規定に従い、取調べ目的のため、一回二四時間以内でこれを行うことができる。

第四四条【勾留の方式】 ① 原則として、少年は父母、後見人又は里親から引き離してはならず、従って、少年に対する勾留は、少年若しくは社会の利益又は取調べの目的のためにのみこれを行うことができる。勾留理由は、勾留状に明確にこれを示さなければならない。

② 少年の勾留場所は、成人の勾留場所とは分離しなければならない。

③ 少年が勾留されている間、身体的、精神的及び社会的必要性が満たされるよう努めなければならない。

第四五条【捜査官による勾留】 ① 捜査目的のため、第四一条第一項及び第三項第a号にいう捜査官は、十分な証拠に基づき、その者が犯罪を行ったと疑うに足る十分な嫌疑がある少年に対する勾留状を発することができる。

② 本条第一項にいう勾留は、一〇日以内に限り有効である。

③ 第二項にいう期間は、未了の取調べ目的のため必要とされる場合、捜査官の請求に基づき、担当の公訴官により一回二〇日間これを延長することができる。

④ 当該捜査官は、三〇日の期間内に権限を有する公訴官へ当該事件記録を送致しなければならず、その期間を経過した場合、当該被疑者は、法のため、これを勾留から釈放するものとする。

⑤ 少年に対する勾留は、特別の少年勾留場所にてこれを行う。

第四六条【検察官による勾留】 ① 訴追目的のため、公訴官は、

勾留状を発する権限を有する。

② 第一項にいう勾留命令は、一〇日以内に限り有効である。

③ 第二項にいう期間は、未了の訴追目的のため必要とされる場合、公訴官の請求に基づき、担当の裁判官により一回一五日間これを延長することができる。

④ 公訴官は、二五日の期間内に当該事件の審理及び裁判を行う権限を有する裁判官へ少年事件記録を送致しなければならず、事件が送致されていない場合、少年は、法のため、これを勾留から釈放しなければならない。

第四七条【裁判官による勾留】 ① 少年事件を審理する裁判官は、四五日以内の勾留命令を発する権限を有する。

② その期間が経過し、裁判官がまだ判決を出していないとき、当該少年は、法のため、これを勾留から釈放しなければならない。

第四八条【控訴審裁判官による勾留】 ① 第一二条にいう事件を審理する控訴審裁判所の裁判官は、控訴審の審理目的のため、一五日以内の勾留状を発する権限を有する。

② 第一項にいう期間は、未了の審理目的のため必要とされる場合、当該高等裁判所長官により三〇日までこれを延長することができる。

③ 第一項及び第二項に定める規定は、審理の目的が達せられた場合、当該勾留期間が終了する前に被告人を勾留から釈放する可能性を否定するものではない。

④ 四五日の期間後は、当該事件の判決が出されていないとしても、被告人は、法のため、これを勾留から釈放しなければならない。

第四九条【最高裁裁判官による勾留】 ① 第一六条にいう事件を審理する最高裁判所の裁判官は、上告審の審理目的のため、二五日以内の勾留状を発する権限を有する。

② 第一項にいう期間は、未了の審理目的のため必要とされる場合、最高裁判所長官により三〇日までこれを延長することができる。

③ 第一項及び第二項に定める規定は、審理の目的が達せられた場合、当該勾留期間が終了する前に被告人を勾留から釈放する可能性を否定するものではない。

④ 五五日の期間後は、当該事件の判決が出されていないとしても、被告人は、法のため、これを勾留から釈放しなければならない。

第五〇条【勾留の延長】 ① 第四五条、第四六条、第四七条、第四八条及び第四九条にいう勾留期間の例外として、取調べ目的のため、被疑者又は被告人に対する勾留は、相当、且つ、次に掲げる事由により避けることのできない理由に基づき、これを延長することができる。

a 被疑者又は被告人が重度の身体的又は精神的障害を負っており、それが医師の診断書により証明されている、又は、

b 取調べ中の事件が九年以上の重懲役にあたる

② 第一項にいう延長は一五日まで認められ、当該勾留において尚必要とされる場合、さらに一五日まで延長することができる。

③ 当該勾留延長は、請求と取調べ報告書に基づき、次に掲げる者がこれを行う。

a 捜査及び訴追の段階では、地方裁判所長

b 地方裁判所における審理の段階では、高等裁判所長官

c 控訴審の段階では、最高裁判所長官

d 上告審の段階では、最高裁判所長官

④ 第三項にいう官吏による勾留延長の権限の行使は、段階毎に、十分な責任をもってこれを行うものとする。

⑤ 第二項に定める規定は、取調べの目的が満たされた場合、当該勾留期間が終了する前に被疑者又は被告人を勾留から釈放する可能性を否定するものではない。

⑥ 三〇日の期間後は、当該事件の取調べが行われておらず、又は判決が出されていないとしても、被疑者又は被告人は、法のため、これを勾留から釈放しなければならない。

⑦ 第二項にいう勾留の延長に対し、被疑者又は被告人は、次に掲げる者に対し異議を申し立てることができる。

a 捜査及び訴追の段階では、高等裁判所長官へ

b 地方裁判所の審理及び控訴審の段階では、最高裁判所長官へ

第五一条【弁護人選任権等】 ① 各少年は、逮捕又は勾留されたときより、取調べの間及び各段階で、弁護人の助言と法的援助を受ける権利を有する。逮捕又は勾留を行った官吏は、第一項にいう権利について、被疑者及び父母、後見人又は里親に告知しなければならない。

② 逮捕又は勾留された各少年は、権限を有する官吏による聴取されない立ち会いの下、弁護人と直接接見する権利を有する。

第五二条【弁護人の義務】 第五一条第一項にいう少年への法的援助を行う場合、弁護人は、公共の利益を看過することなく少年の利益に配慮する義務を負い、家族的な雰囲気が常に維持され、裁判が円滑に進行するよう努める義務を負う。

第三款 訴追について

第五三条【犯歴証明】 ① 第四一条にいう捜査官の見解によれば裁判官に対し訴追が行われるであろう事件においては、捜査の補完のため、当該少年が以前非行を行ったことがあるかどうかに関する証明を添付するものとする。

② 第一項にいう証明は、インドネシア共和国国家警察がこれを用意する。

第五四条【少年係公訴官】 ① 非行少年の訴追職務は、そのため検事総長により特別に任命された公訴官がこれを担当する。

② 公訴官は、関係裁判所管轄において、少年に対し訴追を行

う権限を有する。

③ 少年係公訴官となるための資格は、政令でこれを定める。

第五五条【起訴猶予】 ① 公訴官は、少年が尚養育可能であると判断するとき、少年の利益のため、事件を裁判所へ送致せず、被疑者が勾留されているときは、直ちにこれを釈放するものとする。

② 第一項にいう処分について、公訴官は、その処分の理由を記載した証明書を作成し、当該証明書の謄本を、二四時間以内に、被疑者及び・又は父母、後見人若しくは里親並びに勾留者の管理を担当する官吏に送達するものとする。

第五六条【起訴状】 公訴官は、非行を行ったとの疑いがある少年に対する起訴を行わなければならないと判断するとき、有効な刑事訴訟法の規定に従い起訴状を作成するものとする。

第四款　審判廷における審理

第五七条【社会調査】 ① 裁判官は、裁判所審判に提出される少年事件記録を受理した後、直ちに、第三五条第一項にいう社会指導員に、当該少年に関する社会報告書に結論と意見を付して提出するよう命ずるものとする。

② 第一項にいう報告書は、次に掲げる事項を含むものとする。

a 少年個人、家族、少年の教育及び社会生活の情報

b 社会指導員の結論又は意見

第五八条【審判の開始】 ① 裁判官が審判を開廷し、審判の非公開を宣言した後、被告人に対し、父母、後見人又は里親及び社会指導員と共に入廷するよう求めるものとする。

② 審判の間、少年は、父母、後見人又は里親及び社会指導員がこれに付き添うものとする。

第五九条【冒頭手続】 ① 裁判官は、審判の冒頭において被告人の人定質問を行い、公訴官に対し起訴状を朗読し、且つ、その起訴状の内容を被告人に釈明するよう命ずるものとする。

② 裁判官は、第五七条第二項にいう社会報告書に配慮しながら、有効な刑事訴訟法に従い、事件を審理するものとする。

第六〇条【少年の退廷】 証人を取り調べる際、心理的及び教育的配慮に基づき、裁判官は、少年を審判から退廷させるよう命ずることができる。この場合、父母、後見人若しくは里親及び・又は弁護人並びに社会指導員は、そのまま在廷するものとする。

第六一条【求刑】 ① 公訴官は、求刑を朗読するものとする。

② 第一項いう求刑書の原本は裁判官にこれを提出し、謄本は被告人へこれを送達する。

第六二条【弁論・最終陳述】 ① 被告人及び・又は弁護人は、弁論を行う。

② 被告人及び・又は弁護人からの弁論に対し、公訴官は答弁することができるが、被告人及び・又は弁護人は、常に最後に陳述する権利を有する。

第六三条【父母等の最終陳述】 ① 裁判官は、判決を言い渡

す前に、父母、後見人又は里親に対し、少年事件と関係のある少年にとって有利な全ての事項を述べる機会を与えるものとする。

② 第一項にいう判決は、社会指導員の社会報告書に配慮しながら、有効な刑事訴訟法により規定されているような内容を記載するものとする。

第六四条【判決】 判決は、公開の審判でこれを告知する。

B 放任少年事件

第一款 少年審判へ放任少年を送致する手続

第六五条【管轄】 全ての放任少年事件は、少年の住所を管轄に含む、又は当該場所が所在する地方裁判所における少年審判にこれを送致する。

第六六条【事件の送致】 放任少年は、次に掲げる者が、少年審判へこれを送致することができる。

a 父母、後見人又は里親

b 三親等までの親族

c 社会省

第六七条【社会省による送致】 社会省は、放任少年事件を無償で(dengan cuma-cuma)送致するものとする。

第六八条【保護収容】 ① 放任状態にあると疑われる少年は、社会省がこれを社会寮に収容することができる。

② 第一項にいう少年は、収容から二×二四時間以内に、ソーシャルワーカーが事情を聞かなければならない。

③ 第一項にいう少年が収容されてから一四日以内に、社会省は、当該少年の放任に関する裁判官の判決を得るため、少年審判へ審判のための申請を行わなければならない。

④ 第三項にいう期間は、少年の利益のため必要とされるとき、社会省の請求に基づき、裁判官は、一四日までこれを延長することができる。

⑤ 第四項にいう期間の延長請求は、一回のみこれを行うことができる。

第二款 審判廷における審理

第六九条【社会調査】 裁判官は、第六六条にいう申請者により提出された申請書類を検討した後、直ちに、第三五条第二項にいうソーシャルワーカーに、第五七条第二項に規定されているような内容の社会報告書を提出するよう命ずるものとする。

第七〇条【審判の延期】 申請者側の請求に基づき、少年審判は一度に限り延期することができる。但し、確たる理由があり、裁判官が最終的な延期となる二度目の審判延期をすることができる場合は、この限りでない。

第七一条【意見の聴取】 訴えを提起した当事者が申請理由を述べる機会を与えられた後、裁判官は、次に掲げる者から意見を聴くものとする。

a 申請者が社会省であるときは、少年及び・又は父母、後見人若しくは里親並びにソーシャルワーカー

b 申請者が父母、後見人、里親又は三親等までの親族であるときは、少年

第七二条【決定】 ① 第六八条第三項及び第六九条にいう申請を審理した後、裁判官は、決定書により、少年の社会寮又は里親の下への送致を命ずるものとする。

② 決定は、公開の審判においてこれを告知する。

第七三条【決定の執行】 ① 第七二条第一項にいう裁判官の決定書の謄本は、少年、審判の申請を行った者、社会省及び警察にこれを交付する。

② 社会省は、第七二条第一項にいう裁判官の決定を執行する義務を負う。

③ 社会省の請求に基づき必要とされる場合、警察当局は、第七二条第一項にいう当該裁判官の命令を執行するに際し、援助をしなければならない。

C 後見の訴え

第一款 後見の訴えの提起

第七四条【管轄】 後見の訴えは、全て、子の住所を管轄に含む地方裁判所の少年審判へこれを提起する。[*11]

第七五条【請求権者】 ① 後見の訴えを提起する権限を有する者は、次に掲げる通りである。

a 三親等までの親族

b 利害を有する当事者

c 社会省

② 社会省は、無償で後見の訴えを提起するものとする。

第七六条【社会調査】 裁判官は、少年審判へ提出される申請書類を検討した後、直ちに、第三五条第二項にいうソーシャルワーカーに対し、第五七条第二項に規定されているような内容の社会報告書を作成するよう命ずるものとする。

第二款 審判廷における審理

第七七条【審判の方式】 ① 裁判官は、当該子に適用のある法に従い[*12]、後見の訴えを審理するものとする。

② 裁判官は、決定を行う前に、後見人として選任される者の社会的及び経済的状況に関し、ソーシャルワーカー及び関係する最近親の親族の意見を聞く必要がある。

第七八条【異議】 ① 最近親の親族は、後見人選任の決定に対し、当該最近親の親族が審判において事情を聴かれていないとき、異議を申し立てることができる。

② 異議申し立て期間は、決定が告知されてから三〇日である。異議は、決定の告知後一年を経過したとき、これを申し立てることができない。

第七九条【本法以外の後見】 この法律によらないで行われた子の後見は、正式な法的効力を有するため、少年審判の決定

を求めることができる。

第八〇条【後見人の解任】 ① 裁判官は、後見人として裁判所により選任され、又は慣習法に基づいて選任された後見人が子の福祉を保障しないことが明らかであると判断するとき、第七五条にいう当事者の請求に基づき、後見人としての権限を取り消す決定を行うことができる。

② 裁判官は、第一項にいう後見人としての権限を取り消す決定を行う前に、ソーシャルワーカーの意見を聞く必要がある。

第八一条【準用】 第六九条乃至第七三条に定める規定は、必要に応じて修正したうえで、後見の訴えにこれを準用する。

D 養子縁組の訴え

第一款 養子縁組の申請

第八二条【管轄】 養子縁組の申請は、少年裁判所[*13]において審理するため、養親となる者により、子の住所を管轄に含む地方裁判所長にこれを提起する。

第八三条【分類】 民事訴訟に入らない子の認知・養子縁組の申請は、原則として、次に掲げるように分類することができる。

a インドネシア国籍者間の子の認知・養子縁組の申請

b インドネシア国籍の養親による外国籍の子の認知・養子縁組の申請

c 外国籍の養親によるインドネシア国籍の子の認知・養子縁組の申請

d 外国籍の養親による外国籍の子の認知・養子縁組の申請

第八四条【養親の要件】 ① 養子縁組の申請の場合、養親となる者と養子となる者の間の年齢差は二五歳以上四五歳以下と定める。

② 養親の婚姻期間は、五年以上とする。

第八五条【必要な書類】 ① 第八二条にいう申請において、養親となる者は、養子縁組を子の利益並びに子の生活の維持、成長及び保護のために行うという宣誓書を作成しなければならない。

② 第一項にいう申請において、養親となる者は、次に掲げるものを添付しなければならない。

a 婚姻証明

b 出生証明

c 健康及び精神健康診断証明

d 警察からの犯歴証明

e 定所得証明

f 次に掲げる者からの同意書

1 当該子の実父母

2 母又は父が同意をなし得ない状態にあり、裁判所から既に子を養子縁組のため他の者に委託することができるという許可を得ている場合は、父又は母の一方

3 父母が適法に婚姻していない場合、当該子の母

4 養子となる子の養育及び教育に責任を有する者
g 養子をするための、養親となる者に対する社会大臣の同意書
h 養親となる者と養子となる子の社会的及び経済的生活背景に関するソーシャルワーカーの報告書
i 養子となる子に対する社会大臣の同意書
j 必要と思料されるとき、当該養子縁組に対する養親となる者の最近親の親族の異議のない旨の宣誓書

③ 養親となる者が婚姻しない、又は婚姻していない場合、第二項第a号に定める規定はこれを適用しない。

第八六条【国際養子縁組】 ① 国家間に渡る養子縁組の申請においては、第八五条第二項にいう添付書類の外、次に掲げるものも添付しなければならない。
a 養親となる者の出身国において権限を有する機関により交付された養子縁組許可書
b 養親となる者の出身国において権限を有する社会機関のソーシャルワーカーの報告書
c 実父母から社会大臣の許可を得ている社会団体への子の委託公正証書
d 養親となる者が三年以上インドネシアに在住し、働いていることを示す証明書
e 養子となる者が申請がなされたとき五歳未満であることの証明書

② 第一項第a号及び第b号に定める規定は、インドネシアで行われるインドネシア国籍者による外国籍の子の養子縁組にはこれを適用しない。

③ 外国籍の父母による外国籍の子の養子縁組の場合は、インドネシアと当該国との間に約款があるときである。

第二款 裁判所審判廷における審理

第八七条【審判の方式】 ① 裁判官は、養親となる者に適用のある法に配慮しながら、子に適用のある法に従い、養子縁組の申請を審理するものとする。

② 養親となる者及び実父母、父又は母が出席できない状況では父又は母の一方、父母が適法に婚姻していない場合、当該子の母は、子の離別(melepaskan)及び養子縁組行為に関する概要を把握するため自ら審判に出席しなければならない。

③ 父母の一方が適法な理由で出席できない場合、代理のためもう一方に授権することができる。

④ 裁判官は、子の離別及び養子縁組の理由について確信を得るため、実父母の最近親の親族構成員及び養親となる者の最近親の親族構成員から事情を聴くことができる。

⑤ 裁判官は、次に掲げる者から事情を聴かなければならない。
a 養子となる子が社会団体からの出身であるとき、児童救済のため社会大臣から許可を得ている社会団体
b 養親となる者と養子となる子の社会的及び経済的生活背

景に関する説明を受けるため、当地のソーシャルワーカー

c 国家間に渡る養子縁組の場合、養子となる子又は養親となる者の入国管理上の地位に関する説明を受けるため、当地の、又は最も近い入国管理官

d 国家間に渡る養子縁組の場合、当地の警察官。インドネシア国籍者間の養子縁組の場合でも、必要と思料される場合、警察官が出席することができる。

第八八条【申請の却下】 裁判官は、養子縁組が子の福祉と教育を保障しないと判断するとき、養子縁組を却下することができる。

第八九条【決定・判決・上訴】 ① インドネシア国籍者間の養子縁組は、決定をもってこれを行う。

② 国家間に渡る養子縁組は、判決をもってこれを行う。

③ 第一項及び第二項にいう決定の謄本及び判決の謄本は、申請者へこれを送達し、社会省、司法省、この場合は法及び法令総局（Direktorat Jenderal Hukum dan Perundang-undangan）並びに入国管理総局、内務省、この場合は子の出生届出地の民事登録事務所（Kantor Catatan Sipil）、検察庁、警察、並びに、国家間に渡る養子縁組の場合は外務省へこれを送達する。

④ 第一項にいう決定に対し、又は第二項にいう判決に対しては、控訴又は上告を申し立てることができる。

第九〇条【異議】 ① 養子縁組を許可する決定又は判決に対し、実父母、母又は父が不可能な状況では、父又は母の一方、又は父母が適法に婚姻していない場合、当該子の母が、審判において事情を聴かれていないとき、異議を申し立てることができる。

② 異議申し立て期間は、当該父母が当該決定又は判決に関する告知を受けてから三〇日とする。異議は、決定又は判決の告知後一年を経過したとき、これを申し立てることができない。

第九一条【準用】 第七九条に定める規定は、必要に応じて修正したうえで、養子縁組の申請にこれを準用する。

第三節 控訴審裁判

第九二条【準用】 有効な控訴審裁判の手続法規定は、少年の控訴審裁判の手続にこれを準用する。

第四節 上告審裁判

第九三条【準用】 有効な上告審裁判の手続法規定は、少年の上告審裁判の手続にこれを準用する。

第五節 判決の再審

第九四条【準用】 有効な判決の再審に関する手続法規定は、少年の判決の再審に関する手続法規定にこれを準用する。

第六章　収容施設

第一節　国家少年教育施設

第九五条【少年社会化施設】　①　少年に対する重懲役は、成人とは分離した少年社会化施設においてこれを執行する。

②　刑の執行が終わらないまま二一歳に達した少年は、成人のための社会化施設にこれを移送することができる。

第九六条【仮釈放】　①　少年が裁判官によって言い渡された刑期の二分の一で六月以上重懲役に服し、行状が良好である場合、条件附釈放により、これを残刑から釈放することができる。

②　第一項にいう少年は、検察庁の監督と社会指導少年育成所の指導下に置かれる。

③　一般遵守事項及び特別遵守事項、又は特別遵守事項無しから成る第一項にいう遵守事項[*14]については、政令でこれを定める。

第九七条【国家少年教育施設】　①　国家少年教育施設には、処分を科された非行少年を二一歳を限度として収容する。

②　第一項にいう施設に収容された少年は、当該少年の素質及び能力に応じた教育をこれに施さなければならない。

第九八条【仮退院】　国家少年教育施設の長は、少年が施設において一年以上の教育期間に服した後、行状が良好で、最早処遇を必要としないと判断するとき、保護観察期間の間遵守しなければならない遵守事項と共に、又はそれ無しで、当該少年を施設から退院させるよう司法大臣に申請することができる。

第九九条【細則への委任】　第九五条及び第九七条にいう施設の運営に関する全ての事項は、司法大臣がこれを定める。

第二節　社会寮

第一〇〇条【社会寮】　①　放任少年は、社会寮にこれを収容することができる。

②　第一項にいう収容は、少年の福祉目的のためにのみこれを行うことができる。

第一〇一条【処遇の方式】　①　社会寮には、放任少年を二一歳を限度として収容する。

②　第一項にいう社会寮に収容された放任少年は、当該少年の素質及び能力に応じた教育をこれに施さなければならない。

③　少年の家庭環境の状態が、少年の身体的、精神的及び社会的必要性を満たしうる最低限の条件を満たしているとき、寮長は、当該少年を社会寮から退寮させるよう社会大臣に申請することができる。

第一〇二条【細則への委任】　第一〇〇条及び第一〇一条にいう社会寮の運営に関する全ての事項は、社会大臣がこれを定める。

第七章　経過規定

第一〇三条【設備等】　この法律による少年裁判の設備や機構を待つ間、少年事件を処理するための既存の裁判設備及び機構は、必要な調整の上で、この法律に基づく条件を満たしているものと看做す。

第一〇四条【新法適用】　この法律が施行されたとき処理過程にある全ての少年事件のそれ以後の処理は、この法律に基づいてこれを行うものとする。

第一〇五条【新法適用】　この法律が施行されたとき未だ確定していない、又は確定したが未だ執行されていない少年事件に関する全ての裁判官判決のそれ以後の処理は、この法律に基づいてこれを行うものとする。

第八章　終　章

第一〇六条【関係法令】　この法律の施行により、次に掲げる事項に関連する全ての法令の規定は、この法律に規定されている限り、これを適用しないものとする。

a　非行少年事件
b　放任少年事件
c　後見の訴え
d　養子縁組の申請

第一〇七条【施行】　この法律は公布の日からこれを施行し、効果的な実施については、さらに政令でこれを定める。

各人が知るべく、インドネシア共和国官報への掲載によるこの法律の公布を命ずる。

○年○月○日　ジャカルタにて制定

インドネシア共和国大統領

○年○月○日　ジャカルタにて公布

インドネシア共和国国務官房長官

【訳者注】

＊1　オランダ植民地時代の官報 Staatsblad を、現在のインドネシア政府が発行する官報 Lembaran Negara と区別するため、ここでは「旧官報」と訳す。

＊2　Reglement tot Regeling van het Rechtswezen in de Gewesten buiten Java en Madura［Reglemen Acara Hukum untuk Daerah luar Jawa dan Madura］を意味する。

＊3　勿論、これは草案であるから、この制定文は効力を有しない。

＊4　各条文の見出し【　】は、訳者が付したものである。

＊5　Penyidik Pegawai Negeri Sipil.

＊6　条文には jaksa pengacara とあるが、pengacara は、法律用語として用いられた場合「弁護士」を意味することから紛らわしいが、acara の原義は「手続」であり、pengacara には「司会、進行役」の意味もあることから、恐らく、ここでは、公判担当の検察官のことではないかと思われる。

＊7　後見については、perkara の語を「事件」ではなく、「訴え」と

訳すことにする。

＊8　一九九五年四月現在のレートで約二〇〇円である。

＊9　「二年以下」の誤りであろうと思われる。

＊10　条文にはahli jiwa「精神の専門家」とあり、ここでは取り敢えず精神科医と訳しておくことにするが、宗教関係者の可能性もある。

＊11　後見及び養子縁組においては、anakを「子」と訳す。

＊12　インドネシアの民法の領域では、当事者の宗教や地域によって、民法典、イスラム法、慣習法(hukum adat)といったように、適用される法が異なる。

＊13　少年審判とすべきであるが、古い草案の表現が残っているものと思われる。

＊14　条件附刑を意味するpembebasan bersyaratのうち、syaratが遵守事項を意味している。